

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン (略) 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 (略) 市は、この計画のすべての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。</p>	<p>P 2 第1章 災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン (略) 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 (略) 市は、この計画のすべての事項を通じて、男女双方の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要 (平成29年) 本市の平均気温は<u>15.9度</u>、4月から9月（暖候期）は平均気温<u>21.9度</u>、10月から3月（寒候期）は<u>9.9度</u>で、最も暑くなった8月が平均気温<u>26.5度</u>、最も寒かった1月が平均気温<u>6.5度</u>でした。 年降水量は、<u>1,446.5mm</u>で特に8月から10月に多く雨が降りました。<u>10月</u>には日最大降雨量<u>101.5mm</u>、<u>8月</u>には時間最大降雨量<u>41.5mm</u>を観測しています。 また、平均風速は<u>1.8m</u>、最大瞬間風速は<u>33.1m</u>でした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）) (略)</p> <p>第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、平成〇〇年〇月〇日現在〇〇〇、〇〇〇人であり、1 km^2当たりの人口密度は、およそ<u>〇、〇〇〇人</u>です。 (※修正時点での直近の数値を反映します)</p> <p>2 土地利用状況 本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畠で、一部文教用地（文教大学）があり</p>	<p>P 4 第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要 (平成28年) 本市の平均気温は<u>16.5度</u>、4月～9月（暖候期）は平均気温<u>22.3度</u>、10月～3月（寒候期）は約<u>10.8度</u>で、最も暑くなった8月が平均気温<u>27.0度</u>、最も寒かった1月が平均気温<u>6.2度</u>でした。 年降水量は、<u>1,629.5mm</u>で、特に8月～9月に多く雨が降りました。8月には日最大降雨量<u>138.5mm</u>、時間最大降雨量<u>45mm</u>を観測しています。 また、平均風速は<u>1.8m</u>、最大瞬間風速は<u>23.8m</u>でした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）) (略)</p> <p>第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、平成29年2月1日現在<u>240,934人</u>であり、1 km^2当たりの人口密度は、およそ<u>6,749人</u>です。</p> <p>2 土地利用状況 本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畠で、一部文教用地（文教大学）があり</p>

新	旧																																				
<p>ます。</p> <p>(削除)</p> <p>鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線（以下「JR東海道線」という。）が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線（以下「JR相模線」という。）が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの駅を有しています。</p> <p>市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。</p> <p>(削除)</p>	<p>ます。</p> <p><u>また、2つのゴルフ場が平野部との境界線を形成しています。</u></p> <p>鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線（以下、「JR東海道線」）が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線（以下、「JR相模線」）が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの駅を有しています。</p> <p>市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。</p> <p><u>市域の防災空間をみると、市北部の市街化調整区域にはスリーハンドレッドクラブゴルフ場と湘南カントリークラブゴルフ場、国道134号沿いに茅ヶ崎ゴルフ倶楽部と湘南シーサイドカントリークラブゴルフ場があります。海岸部には、海浜と砂防林として密生した松林からなる湘南海岸公園が主な防災空間です。また、小出川沿いの「萩園地区」「西久保地区」には田や畑が、「中島地区」「柳島地区」には畠が多くみられます。</u></p>																																				
<h3>3 道路状況</h3> <p>市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道及びさがみ縦貫道路が東西に走っています。国道1号以南は、古くからの住宅地であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な道路網を形成しています。</p>	<h3>3 道路状況</h3> <p>市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道が東西に走っています。しかし、国道1号以南は、古くからの住宅地であり、地域内の道路は狭幅員かつ非常に不整形な道路網を形成しています。</p>																																				
<p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第4節 被害想定</p> <p>第1 災害履歴</p> <p>1 主要洪水一覧表（相模川）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年・月</th> <th>原因</th> <th>最高水位 神川橋 (m)</th> <th>最大流量 神川橋 (m³ / s)</th> <th>総雨量 (mm)</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年 10月</td> <td>台風21号</td> <td>6.79</td> <td></td> <td></td> <td>・神川橋観 測所で氾濫 注意水位を</td> </tr> </tbody> </table>	年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m ³ / s)	総雨量 (mm)	被害状況	(略)						平成28年 10月	台風21号	6.79			・神川橋観 測所で氾濫 注意水位を	<p>P 6</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第4節 被害想定</p> <p>第1 灾害履歴</p> <p>1 主要洪水一覧表（相模川）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年・月</th> <th>原因</th> <th>最高水位 神川橋 (m)</th> <th>最大流量 神川橋 (m³ / s)</th> <th>総雨量 (mm)</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m ³ / s)	総雨量 (mm)	被害状況	(略)						(追加)					
年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m ³ / s)	総雨量 (mm)	被害状況																																
(略)																																					
平成28年 10月	台風21号	6.79			・神川橋観 測所で氾濫 注意水位を																																
年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m ³ / s)	総雨量 (mm)	被害状況																																
(略)																																					
(追加)																																					

新						旧					
					<u>超えた。</u>						
(略)						(略)					
2 近年の災害履歴						2 近年の災害履歴					
(略)						(略)					
【参考】市が発令した避難勧告等の履歴（平成19年以降。茅ヶ崎市）											
年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口	年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口
(略)						(略)					
平成29年 10月22日	台風21号	千の川の水位上昇	避難準備・高齢者等避難開始	矢畠、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目	8,276世帯 20,864人	(追加)					
平成30年 7月28日	台風12号	千の川の水位上昇	避難準備・高齢者等避難開始	矢畠、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目	8,326世帯 20,823人	(追加)					
(略)						(略)					
第3 浸水想定						第3 浸水想定					
(略)						(略)					
河川名 (管理者)	浸水想定区域指定年月日	想定（確立）	想定雨量	河川名 (管理者)	浸水想定区域指定年月日	想定（確立）	想定雨量				
小出川 (県)	※平成30年11月に 新たな浸水想定区域図告示予定			小出川 (県)	平成18年8月11日 神奈川県告示第474号	50年に1回	1時間最大雨量81mm				
千の川 (県)				千の川 (県)	平成21年10月6日 神奈川県告示第565号	50年に1回	1時間最大雨量81mm				
○浸水想定区域図				○浸水想定区域図							
※平成30年11月に新たな浸水想定区域図告示予定											

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 (略)</p> <p>(5) 東京管区気象台（横浜地方気象台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地振動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 	<p>P 1 8</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 (略)</p> <p>(5) 東京管区気象台（横浜地方気象台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象・洪水・高潮・波浪・地震津波・火山現象に関する特別警報、警報、注意報及び情報の関係機関への伝達 イ 特別警報、警報、注意報等の伝達体制の整備 ウ 気象災害の発生に関する調査の実施 エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理

新	旧
<p>オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力</u> (削除) (削除) (削除) (略)</p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略)</p> <p>(14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 (略)</p> <p>イ <u>災害ボランティアセンターの設置運営訓練</u> (略)</p> <p>第5 災害予防責任者の責務</p> <p><u>市、県、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関の長、 公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第46条から 第49条の3の規定に基づき、災害予防責任者として法令または各々の防災計 画の定めるところによりそれぞれの所掌事務または業務について、次の事項に 取り組みます。</u></p> <p>ア <u>災害を予測し、予報し、または災害に関する情報を迅速に伝達するために 必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。</u></p> <p>イ <u>防災業務計画または地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に 関する組織を整備するとともに、防災に関する事務または業務に従事する職 員の配置及び服務の基準を定める。</u></p> <p>ウ <u>他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努めるとともに、防災 訓練を実施する。</u></p> <p>エ <u>災害応急対策または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、も しくは点検し、または管理する防災に関する施設及び設備を整備、点検する。</u></p> <p>オ <u>災害応急対策または災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、または他 の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、 共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、または応援するた ために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>カ <u>災害応急対策または災害復旧の実施に際し物資供給事業者等の協力を得る ことを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の 協力を得るために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p>オ <u>気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画担当への助言 力</u> <u>風水害等に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力</u> キ <u>発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応</u> ク <u>火山現象予警報等の伝達及び火山灾害の防止に関する調査の実施</u> (略)</p> <p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略)</p> <p>(14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 (略)</p> <p>イ <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練</u> (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧																																																												
<p>キ 要配慮者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる。</p> <p>ク その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等を改善する。</p>																																																													
<p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進</p> <p>イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議</p> <p>ウ イの重要事項に関する市長への意見</p> <p>エ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(3) 組織</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">幹事</th> <th colspan="9" style="text-align: center; padding: 5px;">委員</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員の属する機関等の職員</td> <th>指定地方行政機関の職員</th> <th>陸上自衛隊の自衛官</th> <th>県知事部内の職員</th> <th>県警の警察官</th> <th>市長部内の職員</th> <th>教育長</th> <th>消防長及び消防団長</th> <th>指定地方公共機関または 自主防災組織を構成する者</th> <th>学識経験者</th> <th>公共的団体等の役職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 茅ヶ崎市災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ防災関係機関と連携し、次の事務を行います。</p> <p>ア 市域に係る災害に関する情報の収集</p>	幹事	委員									委員の属する機関等の職員	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定地方公共機関または 自主防災組織を構成する者	学識経験者	公共的団体等の役職員											<p>P 2 5</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第6節 防災組織の充実</p> <p>第1 市の防災組織</p> <p>1 茅ヶ崎市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(3) 組織</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">幹事</th> <th colspan="9" style="text-align: center; padding: 5px;">委員</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員の属する機関等の職員</td> <th>指定地方行政機関の職員</th> <th>陸上自衛隊の自衛官</th> <th>県知事部内の職員</th> <th>県警の警察官</th> <th>市長部内の職員</th> <th>教育長</th> <th>消防長及び消防団長</th> <th>指定地方公共機関または 公共的団体等の役職員</th> <th>学識経験者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 茅ヶ崎市災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>(新設)</p> <p>ア 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害</p>	幹事	委員									委員の属する機関等の職員	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定地方公共機関または 公共的団体等の役職員	学識経験者									
幹事	委員																																																												
委員の属する機関等の職員	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定地方公共機関または 自主防災組織を構成する者	学識経験者	公共的団体等の役職員																																																			
幹事	委員																																																												
委員の属する機関等の職員	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定地方公共機関または 公共的団体等の役職員	学識経験者																																																				

新	旧				
<p>イ 市域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策の実施</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災の推進</p> <p>自然現象による災害の発生すべてを防ぎきることは困難なため、発災前の備えに加えて、市や防災関係機関による発災後の迅速かつ的確な応急対策（「公助」）はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動（「自助」）や地域住民が協力して行う防災活動（「共助」）の連携により、被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組が重要です。</p> <p>そのため、市民や事業者、地域住民による減災行動に対する理解の促進と、その実践を図ることで、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づく減災を推進します。</p> <p>1 「自助」、「共助」、「公助」の定義</p> <p>「自助」とは、自らが自分や家族を守るために自発的に行う防災活動です。 「自らの身を自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。</p> <p>「共助」とは、自主防災組織をはじめとした地域住民が、互いの安全・安心のために協力して行う防災活動です。「自分たちの地域は自分たちで守る」ことは、地域の安全を守るために効果的な方法です。</p> <p>「公助」とは、市をはじめ、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応です。</p> <p>本計画では、主に平常時及び災害時の公助の取組をまとめています。</p> <p>2 「自助」、「共助」の取組</p> <p>「自助」、「共助」、「公助」は互いに連携することで大きな減災につながります。そのため、平時から「自助」、「共助」について考え、風水害に備えておくことが重要となります。平常時、災害時において求められる自助、共助の取組の主なものは次のとおりです。</p>	<p>応急対策の実施</p> <p>イ 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集</p> <p>P 2 8</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり (新設)</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">平常時の取組</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">災害時の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;"> • 基本的な防災知識の習得 • 災害情報の収集手段の確保 • 応急手当の知識の習得 • ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認 </td><td style="vertical-align: top; padding: 2px;"> • 気象情報、避難情報等の収集 • 浸水が予想される場合、家財等を2階に上げる等の被害軽減行動 • 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要） </td></tr> </tbody> </table>	平常時の取組	災害時の取組	• 基本的な防災知識の習得 • 災害情報の収集手段の確保 • 応急手当の知識の習得 • ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認	• 気象情報、避難情報等の収集 • 浸水が予想される場合、家財等を2階に上げる等の被害軽減行動 • 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要）	
平常時の取組	災害時の取組				
• 基本的な防災知識の習得 • 災害情報の収集手段の確保 • 応急手当の知識の習得 • ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認	• 気象情報、避難情報等の収集 • 浸水が予想される場合、家財等を2階に上げる等の被害軽減行動 • 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要）				

新		旧
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡方法の確認 ・食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄 ・非常持出品の点検、置き場所の確認 ・防災訓練・地域活動等への参加 ・側溝や排水溝の日常的な清掃など 	<p><u>不急の外出の自粛、屋内での安全確保措置)</u> など</p>
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップによる災害危険箇所、避難経路、避難場所の確認 ・要配慮者の見守り活動 ・防災訓練の実施 ・自主防災組織による普及啓発 ・一時避難場所の選定など 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、避難情報の収集 ・近隣住民による負傷者の救出 ・要配慮者の安否確認、救出救護、避難誘導の支援 ・必要に応じ集団避難の実施 ・浸水の防止措置の実施 ・避難所開設の協力 ・避難所での相互協力など
第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 【現状】 ○市は、防災研修会や防災訓練、広報紙、ハザードマップ等により、地域の災害リスクや災害情報の収集方法、避難行動等の防災知識の周知・啓発に努めています。 (削除) (略) 【課題】 ○略 (削除) (削除) ※ 【課題】の最後に移動 (削除)		P 2 8 第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発 (略) 【現状】 ○市は、防災研修会等の開催、防災訓練を通じて、市民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。 ○市は、広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップを作成し、各家庭へ配布しています。 (略) 【課題】 ○略 ○地域防災力の強化のためには、「自助・共助」の取り組みが重要です。 ○災害時には男女のニーズの違いを認識し、双方の視点を持つことが必要です。 ○自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）、

新	旧
<p>○高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を災害から保護するためには、その支援者も含めて災害時の適切な避難行動等について周知を図る必要があります。</p> <p>○略</p> <p>○企業の防災体制の強化を図るとともに、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。</p> <p>○市は、職員に対する研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図る必要があります。</p> <p>○これまでの大規模な災害においても、性別や年齢、様々な社会的立場により災害から受ける影響が異なることが課題となっており、各種の防災対策は、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮して行われる必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部</p> <p>(削除)</p> <p>1 防災研修会等の開催 市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ台風や豪雨等の風水害や各種災害への備え等、知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>2 防災訓練の実施 市及び自主防災組織は、地域特性に応じた防災訓練等の実施に努めます。 (削除)</p> <p>3 広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップの配布 市は、広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップ等の配布により、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、洪水発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。</p> <p>4 家庭における防災対策等の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部</p> <p>1 防災研修会等の開催 市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織に対する知識の普及を図ります。</p>	<p>学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。)</p> <p>○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。</p> <p>○略</p> <p>○企業、事業所（以下「企業等」という。）における自主防災体制の強化には、その地域の自主防災組織との連携が必要です。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部</p> <p>1 市民への防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 防災研修会等の開催 市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ台風や豪雨等の風水害や各種災害への備え等、知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>(2) 防災訓練の実施 市及び自主防災組織は、地域特性に応じた防災訓練等の実施に努めます。</p> <p>2 家庭への防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップの周知 市は、広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップの周知を行う等、それらの内容について理解が得られるよう努めます。 また、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、洪水発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。</p> <p>(2) 家庭における防災対策等の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部</p> <p>1 防災研修会等の開催 市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織に対する知識の普及を図ります。</p>

新	旧
<p>また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、<u>男女共同参画</u>の視点に十分配慮する必要性について普及・啓発を図ります。 (削除)</p>	<p>また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、<u>男女双方</u>の視点に十分配慮する必要性に対し、普及・啓発を図ります。</p> <p>2 災害対策地区防災拠点打合会の開催 市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、自主防災組織や配備職員、学校職員の顔合わせを行い、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認することで、地域防災力を強化します。</p>
<p>2 ホームページの活用 市は、<u>市ホームページ</u>に各自主防災組織の取り組みや訓練内容、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルや動画の掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。</p>	<p>3 ホームページの活用 市は、<u>ホームページ</u>に各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。</p>
<p>3 自主防災組織活動マニュアルの作成支援 市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ効果的に地域内での応急対策活動を実施できるよう、<u>自主防災組織活動の手引</u>を作成しています。市は、この手引をもとに、<u>自主防災組織の災害時及び平常時の活動内容</u>について周知・啓発を図るとともに、各自主防災組織における活動マニュアル作りを支援します。</p>	<p>4 自主防災組織活動マニュアルの作成 市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ的確に地域内での応急対策活動を実施できるよう、<u>活動の手引きとなる自主防災組織活動マニュアル</u>を作成します。 <u>この自主防災組織活動マニュアルは、基本的な活動の手引きとして位置づけ、自主防災組織が必要に応じ、地域の特性に応じた行動手順書としてとりまとめている</u>けるよう、市はその支援を行います。</p>
<p>第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化 生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所 (略)</p> <p>2 防災訓練の参加促進 市及び自主防災組織は、要配慮者の<u>防災訓練</u>の参加を促進します。 (略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進部 (略)</p> <p>第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、消防本部 (略)</p> <p>3 地域との連携 企業等は、<u>自主防災組織</u>が実施する防災訓練への協力等、地域の自主防災組織との連携協力体制の構築に努めます。</p> <p>第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部、建設部、</p>	<p>第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化 生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部 (略)</p> <p>2 防災訓練への参加促進 市及び自主防災組織は、要配慮者<u>に対し、防災訓練</u>への参加を促進します。 (略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防部、教育部 (略)</p> <p>第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、消防部 (略)</p> <p>3 地域との連携 企業等は、<u>自主防災組織</u>と連携し、自己の自主防災体制において災害時に協力して活動が行えるよう、共助づくりを進めていきます。</p> <p>第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部、建設部、</p>

新	旧
<p>下水道河川部、消防本部</p> <p>1 職員に対する研修</p> <p>市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、地域で想定される災害や災害発生時の行政の役割、求められる行動等についての職員研修を実施します。</p> <p>また、土のう作りや水防工法等、必要な水防研修を実施します。</p> <p>2 災害対策地区防災拠点に配備する職員に対する研修</p> <p>市は、災害対策地区防災拠点に配備する職員に対し、災害対策地区防災拠点の役割や避難所の開設、運営等について研修を実施するとともに、災害対策地区防災拠点打合会や各種訓練への参加を促進します。</p> <p>第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部</p> <p>災害時における性別の違い等による課題を未然に防ぐためには、男女で災害から受けける影響が異なることに配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが重要となります。</p> <p>そこで、市は、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</p> <p>1 災害から受けける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発</p> <p>性別により災害時の困難傾向やニーズに違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任に違いがあり、発言力にも差があるということ等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。</p> <p>2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発</p> <p>男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン（男女共用）のトイレの設置、授乳室等の整備、安心して相談等のできるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。</p>	<p>下水道河川部、消防本部</p> <p>1 職員研修会の実施</p> <p>市は、災害発生時における組織の役割分担、職員の行動等について習得を図ることを目的とした防災研修会等を実施します。</p> <p>また、土のう作りや水防工法等、必要な水防研修を実施します。</p> <p>2 配備職員研修会の実施</p> <p>市は、配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことの目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第3節 災害への備え</p> <p>市は、市民及び企業等に対し、<u>災害への備えや自己備蓄の必要性</u>について知識の普及・啓発を図り、市民及び企業等の自主的な取り組みを推進し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、<u>被災地外からの支援</u>を受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。 ○市は、広報紙や洪水ハザードマップ等により、<u>災害への備えや自己備蓄の推進</u>について啓発しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対応をとることで、被害を最小限にとどめることができますため、事前の備えが重要となります。 ○災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の<u>不足</u>が想定されるため、市民及び企業等は、平時から食料や飲料水等の備蓄に努めることが必要です。 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 風水害への備え 市民安全部</p> <p>(削除)</p> <p>市は、自主防災組織等と連携を図り、市民が日頃から家の周囲を点検し、必要な個所の修繕、補強等、風雨に対する対策を行うよう周知を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>P 3 1</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 災害への備え</p> <p>市は、市民及び企業等に対し、<u>自己備蓄の必要性や災害への備え</u>について知識の普及・啓発を図り、市民及び企業等の自主的な取り組みを推進し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、<u>広域的な援助</u>を受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。 ○市は、広報紙や洪水ハザードマップ等により、<u>自己備蓄の推進や災害への備え</u>について啓発しています。 <p>【課題】</p> <p>(新設)</p> <p>○災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の<u>流通断絶</u>が想定されます。</p> <p>○市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ対策、各種資機材等の備蓄を進めていますが、<u>市の備蓄だけでは、十分な量を貯うことができません。</u></p> <p>○市民及び企業等は、おおむね7日分以上の飲料水（備蓄の目安は1人1日3リットル）や食料を備蓄しておくことが大切です。</p> <p>○停電や避難に備えて、非常持ち出し品等を準備しておくことが大切です。</p> <p>○女性や要配慮者等は、避難生活の負担を軽減するために、その特性に応じた自己備蓄に取り組む必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 風水害への備え 市民安全部</p> <p>台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対応をとることで、被害を最小限にとどめることができますため、事前の備えが重要となります。</p> <p>市は、自主防災組織等と連携を図り、市民が日頃から家の周囲を点検し、必要な個所の修繕、補強等、風雨に対する対策を行うよう周知を図ります。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第2 自己備蓄の推進 市民安全部 (略)</p> <p>1 主な自己備蓄 7日分以上の備蓄を確保する。 (1) 飲料水 <u>(備蓄の目安は1人1日3リットル)</u> (略)</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 地域防災力とは、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団その他地域における多様な主体が行う防災活動並びに行政及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力」です。市はこの地域防災力を強化することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市には、現在1消防団本部と22個分団で組織され、定員の427人が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（平成30年4月現在） ○市内には、平成30年4月現在137の自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、平成30年〇月現在、〇名（うち女性〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 <p>（削除）</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化を図るためには、その中核を担う消防団の充実強化が重要です。 ○略 ○略 ○略 	<p>第2 自己備蓄の推進 市民安全部 (略)</p> <p>1 主な自己備蓄 7日分以上の備蓄を確保する。 (1) 飲料水 (略)</p> <p>P 3 4</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 地域防災力の強化 市は「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日法律第110号）を踏まえ、市民、自主防災組織、消防団等により、地域防災力の充実強化に関する取り組みが円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市には、現在1消防団本部と22個分団で組織され、定員の427人が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（平成29年4月1日現在） ○市には、現在137自主防災組織が結成されています。（平成29年4月1日現在） ○2,056名（うち女性608名）の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。（平成29年9月1日現在） ○市は、防災リーダー養成研修を実施し、防災リーダーに対するフォローアップ研修会や防災研修会等を開催しています。 ○市は、自主防災組織における防災用資機材の整備について、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助しています。 <p>【課題】</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略

新	旧
(削除)	<p>○男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 消防団の強化 消防本部、消防団</p> <p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>2 自主防災組織に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織による各種の活動を支援します。</p> <p>(1) <u>自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援</u></p> <p>市は、自主防災組織が地域の特性を踏まえ平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために、地区の防災計画となる「自主防災組織活動マニュアル」の作成を支援します。また、マニュアルに基づく各種の防災活動の実施を支援します。</p> <p>(2) <u>防災訓練の支援</u></p> <p>市は、まちぢから協議会や自主防災組織等が実施する防災訓練について、訓練企画の助言や防災資機材の取扱方法の実技指導等を行うことで、その実施を支援します。</p> <p>(3) <u>防災研修会の支援</u></p> <p>市は、地域で想定される災害や、家庭や地域における事前の備え等の防災知識の普及・啓発を図るため、自主防災組織等が行う防災研修会等に職員を派遣します。</p> <p>(4) <u>補助金の交付</u></p> <p>市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災リーダーの養成 市民安全部</p>
	<p>○自主防災組織、消防団及び企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。</p> <p>○女性の能力や特性を生かした防災体制を構築するため、女性の防災力の向上が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 消防団の強化 消防部、消防団</p> <p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>2 自主防災組織に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織の運営等に対し支援を行います。</p> <p>(1) <u>補助金の交付</u></p> <p>ア 市は、自主防災組織が行う防災用資機材の整備に対し、茅ヶ崎市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助します。</p> <p>(2) <u>職員派遣</u></p> <p>ア 市は、要請により防災研修会等の防災知識の普及・啓発を実施します。</p> <p>イ 市は、防災訓練の指導を実施します。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援</u></p> <p>ア 市は、自主防災組織が平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行るために地区の防災計画として作成する「自主防災組織活動マニュアル」の作成及び活用において、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、計画に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行うよう支援します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災リーダーの育成 市民安全部</p>

新	旧
<p>1 防災リーダーの養成</p> <p>市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p>	<p>1 防災リーダーの育成</p> <p>市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの育成を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。また、防災リーダーは、豊富な知識と習得した技術を活用し、地域の防災力の強化を図ります。</p>
<p>2 防災リーダーの活動</p> <p>防災リーダーは、<u>自らの地域は自らで守るという「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。</u></p>	<p>2 防災リーダーの活動</p> <p>防災リーダーは、<u>自主防災組織の活動を補佐する立場として、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導等の応急対策活動にあたるほか、避難所の開設及び運営にあたります。</u></p>
<p>第5 女性防災リーダーの養成 市民安全部</p> <p>1 女性防災リーダーの養成</p> <p>市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に<u>養成</u>します。</p> <p>2 女性防災リーダーの活動</p> <p>災害時においては、<u>男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した地域の防災活動を推進します。</u></p> <p>特に、<u>避難所の運営においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、様々な被災者が安心して避難生活を送ることのできる環境づくりに向け、行動することが期待されます。</u></p>	<p>第5 女性防災リーダーの育成 市民安全部</p> <p>1 女性防災リーダーの育成</p> <p>市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に<u>育成</u>します。</p> <p>2 女性防災リーダーの活動</p> <p>災害時においては、<u>男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの目配りやその特性を生かし、地域防災力の強化を図ります。</u></p> <p>また、<u>避難所においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、男女双方が安心して避難生活を送れる環境を整備します。</u></p>
<p>第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市民安全部</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び事業者は、<u>当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとします。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととします。</u></p> <p>市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があり、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとします。</p>	(新設)

新	旧
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【現状】 (略) ○市は、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、平常時からの情報提供に同意の得られた避難行動要支援者の情報を、避難支援に係わる関係者に平常時から提供することで、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めています。</p> <p>【課題】 (略) ○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、 保健所 (略) (削除) ※第4章第15節第5へ移動</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部 市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援体制を整えます。 (略)</p> <p>第3 避難行動要支援者支援制度の周知・啓発 市民安全部、福祉部 災害時に、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するためには、平常時からより</p>	<p>P 3 8</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 【現状】 (略) (新設)</p> <p>【課題】 (略) (新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、 保健所部 (略)</p> <p>3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部 市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援方法を確立します。</p> <p>(略) (新設)</p>

新	旧
<p>多くの避難行動要支援者の情報を搭載した名簿を避難支援等関係者へ提供し、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを行うことが必要です。そのために、市では、より多くの避難行動要支援者に本制度についてご理解いただくとともに、平常時からの名簿提供に同意していただけるよう、避難行動要支援者のうち、同意していない方等への同意の依頼や、自治会、自主防災組織等へのパンフレット等の配布による周知・啓発を継続的に実施していきます。</p>	
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>市は、<u>災害対応力の強化を図るため、市民、自主防災組織及び防災関係機関等との連携協力のもと、地域で想定される災害に対し、各種の防災訓練を実施することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</u></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市及び防災関係機関は、<u>気象予報・警報等災害情報の受伝達、災害時の被害情報の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう、通信訓練を実施しています。</u> <p>(削除)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加のもと、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。</u> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。</u> ○<u>防災訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要です。</u> ○<u>保育園、幼稚園、学校等は、各種の災害を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡及び保護者による引き取り訓練等、保護者も含めた訓練の実施が重要です。</u> <p>(削除)</p>	<p>P 4 0</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第5節 防災訓練の実施</p> <p>市は、<u>災害時の応急対策活動を迅速に行えるよう平常時から災害に対する意識を具体的にイメージし、各種防災訓練においてはより実践的な取り組みを図り、市民や地域の主体的な参加を求め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</u></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市及び防災関係機関は、<u>気象予報・警報や台風等の情報受伝達を円滑に行うための情報受伝達訓練を実施しています。</u> <p>○<u>市は、災害時に円滑な連携を行うための通信訓練を実施しています。</u></p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加を求めるとともに、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。</u> ○<u>風水害に的確に対応するため、具体的な被害をイメージした実践的な訓練の実施が必要です。</u> ○<u>行政相互の連携強化には、広域的な応援活動体制の確立が必要です。</u> ○<u>要配慮者の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要です。</u> ○<u>地域防災力を強化していく上では、男女双方の視点に十分配慮した訓練の取り組みが必要です。</u> ○<u>保育園、幼稚園、学校等は、各種災害を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡体制または引き渡し体制の確立が必要です。</u> <p>○<u>市は、災害時に備えて、日頃から防災関係機関等と顔の見える関係を構築することが必要です。</u></p>

新	旧
(削除)	○市が主催する防災訓練については、より幅広い年齢層が自由に気軽に参加できる形態で行い、防災知識や技術の向上を図ることが必要です。
(削除)	○地域における防災訓練については、まちぢから協議会等や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。
○市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の発生を想定した図上訓練や具体的な対策の訓練を実施することで、職員の災害応急対策活動に対する習熟を図るとともに、防災関係機関や協定締結事業者等との連携調整体制を確立する必要があります。	(新設)
【取り組みの方向】	【取り組みの方向】
第1 防災関係機関との連携強化 市民安全部	第1 防災関係機関との連携強化及び防災意識の向上 市民安全部
災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策が実施できるよう、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。	災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策ができるよう、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。
(削除)	また、市は、市民が平常時及び災害発生時において自らが取るべき行動を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災イベントを実施するとともに自主防災組織の活動を支援し、市民の防災意識及び知識の向上に努めます。
第2 通信訓練及び情報受伝達訓練 市民安全部	第2 通信訓練及び情報受伝達訓練 企画部、市民安全部
市、県及び防災関係機関は、災害時に気象予報・警報、台風等の各種災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練及び情報受伝達訓練を実施します。	1 市、県及び防災関係機関は、気象予報・警報、台風等の各種災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施します。
(削除) ※同項番内で統合	2 市、防災関係機関及び企業等は、災害時の情報伝達を目的とした通信訓練を実施します。
(削除) ※同項番内で統合	3 市及び防災関係機関は、災害協定に基づき、災害時に臨機応変に対応できるよう必要な情報受伝達訓練を実施します。
(略)	また、相互応援が円滑にできるよう、平常時からの連絡体制を充実させ、広域的な応援体制を確立します。
第4 水防訓練 市民安全部、消防本部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所、 横浜地方気象台	第4 水防訓練 市民安全部、消防部
(略)	(略)

新	旧
<p>また、風水害の特性や具体的な被害を想定し、<u>関係機関で水害時の対応を相互に確認する実践的な訓練を実施します。</u></p> <p>第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 <u>こども育成部、教育推進部、施設管理者</u> (略) 2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒<u>の保護者による引き取り訓練等</u>を実施します。 (略)</p> <p>第7 多数遺体取扱訓練 <u>総務部、保健所、茅ヶ崎警察署</u> (略)</p> <p>第8 要配慮者等に配慮した防災訓練の実施 <u>市民安全部、防災関係機関、自主防災組織</u> 市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や<u>男女共同参画</u>の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。</p>	<p>また、風水害の特性や具体的な被害を想定した<u>実践的な訓練を実施します。</u></p> <p>第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 <u>こども育成部、教育部、施設管理者</u> (略) 2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒<u>を保護者へ確実に引き渡すための訓練等</u>を実施します。 (略)</p> <p>第7 多数遺体取扱訓練 <u>総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</u> (略)</p> <p>第8 その他 <u>市民安全部、防災関係機関、自主防災組織</u> 市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や<u>男女双方</u>の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>市は、<u>災害による被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、防災上の活動拠点や道路等の防災空間の整備を進め、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</u></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、災害発生時に重要な役割を果たす<u>道路、河川及び下水道の整備、公園や農地等の緑地の確保等、防災空間の確保</u>に努めています。 ○市は、避難所、避難場所を指定するとともに、災害時に拠点となる公共施設等に必要な資機材等を備蓄しています。 <p>(削除)</p>	<p>P 4 2</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>市は、<u>河川流域の土地利用をより一層促進するため、遊水池、調整池等の雨水貯留、排水施設や浸透施設の設置を進める等、地域の特性に応じた適切な対策を実施し、保水・遊水機能の確保や河川の整備、下水道の雨水排水施設等の整備を進め、大雨による都市の安全性の向上を図る等、総合的な対策を進めます。</u></p> <p><u>また、防災機能を考慮した公園施設や道路、避難場所、防災上の活動拠点等といった防災空間の整備を進め「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</u></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、災害発生時に重要な役割を有している<u>道路、下水道・河川、公園・緑地、農地等の防災空間の確保</u>に取り組んでいます。 ○市は、避難所に必要な設備や防災用資機材の整備を進め、また、<u>市内の企業等との協定の締結等、新たな避難場所の確保</u>に努めています。 ○市は、<u>雨水の貯留浸透を推進し、浸水被害の防止または軽減を図ることを目的に、遊水機能土地保全補助金制度を推進しています。</u>

新	旧																						
<p>○市は、宅地開発に伴う災害を防止するため、都市計画法の技術基準に基づき配水や擁壁について審査及び指導を行っています。</p> <p>○国及び県は、防災上重要な役割を果たす道路の整備を進めています。</p> <p>○市は、地盤沈下の状況を把握するため、水準測量を行っています。</p> <p>【課題】</p> <p>○災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設等を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、整備を進めることが必要です。</p> <p>○災害による被害を軽減するため、避難所・避難場所等の防災上の空間の確保や機能の拡充が必要です。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>○災害による被害の軽減や迅速な復旧を図るために、避難、救助活動、物資輸送等、防災上重要な役割を果たす道路の整備を進める必要があります。</p> <p>○昨今の被災実態を踏まえ、現行の宅地防災行政を強化することが必要です。</p> <p>○地盤沈下の防止を図るため、地下水の過剰な採取を抑制する必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略)</p> <p>2 防災空間の整備 (略)</p> <p>(1) 主な防災上の拠点とその役割 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">防災拠点</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療拠点</td> <td colspan="3">災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）、救急病院、災害協力病院その他医療機関等</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、福祉部、教育総務部 (略)</p>	防災拠点	(略)	(略)	(略)	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点			市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）、救急病院、災害協力病院その他医療機関等			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】</p> <p>○避難行動や応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、避難場所や防災拠点の機能の拡充が必要です。</p> <p>○道路、下水道・河川、公園・緑地、農地等の機能を災害時に効果的に活用するため、防災空間としての更なる整備、確保が必要です。</p> <p>○都市化の進展により雨水の流出量が増加するとともに、集中豪雨が増えており、下水道や河川の計画的な整備が必要です。</p> <p>○保水機能保全や流出抑制を目的とした浸水対策の更なる促進が必要です。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略)</p> <p>2 防災空間の整備 (略)</p> <p>(1) 主な防災上の拠点とその役割 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">防災拠点</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療拠点</td> <td colspan="3">災害拠点病院や後方支援病院、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市立病院、医療救護所（公立中学校13校、地域医療センター）、救急告示病院、後方支援病院等</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、福祉部、教育部 (略)</p>	防災拠点	(略)	(略)	(略)	医療拠点	災害拠点病院や後方支援病院、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点			市立病院、医療救護所（公立中学校13校、地域医療センター）、救急告示病院、後方支援病院等		
防災拠点	(略)	(略)	(略)																				
医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点																						
	市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）、救急病院、災害協力病院その他医療機関等																						
防災拠点	(略)	(略)	(略)																				
医療拠点	災害拠点病院や後方支援病院、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点																						
	市立病院、医療救護所（公立中学校13校、地域医療センター）、救急告示病院、後方支援病院等																						

新	旧
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第2節 治水対策 (略) 【現状】 ○略 (削除) ○近年、砂浜の侵食が進み、台風時には高潮の被害が発生しているため、県は高潮による侵食対策として、養浜、突堤護岸等の整備を進めています。 ○略 【課題】 (略) 【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 高潮対策 企画部、経済部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所</p> <p>1 高潮対策の推進 国及び県は、高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。 また、地域住民の安全を確保するとともに、地域の景観等に配慮した整備を計画的に進めます。</p>	<p>P 4 6 第3章 災害に強いまちづくり 第2節 治水対策 (略) 【現状】 ○市は、県と連携した高潮対策に取り組んでいます。 ○県は、高潮等による浸食対策として、養浜事業に取り組んでいます。 ○略 【課題】 (略) 【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 高潮対策 企画部、経済部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所</p> <p>1 高潮対策の推進 国及び県は、海岸高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。 また、地域住民の安全を確保するとともに、地域の景観等に配慮した整備を計画的に進めます。</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第3節 風害対策 台風の上陸により、本市では建物被害や倒木、鉄道の運転見合わせ等の被害が発生し、市民生活に大きな影響が発生しています。 市は、防災関係機関と連携し、災害の未然防止に取り組み「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</p> <p>【現状】 ○市及び建築確認検査機関は、一定規模以上の建築物について、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認しています。 ○略 ○台風等による暴風により街路樹や農作物等への被害が想定されます。</p>	<p>P 4 8 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 風害対策 平成23年9月に関東地方を直撃した台風15号は、倒木・フェンス・塀の倒壊、電線の切断、屋根トタンの剥離等、最大瞬間風速が37.6m/sを記録する強風による被害が発生し、約8,000世帯の停電、道路の通行止め、JRの運転見合わせ等、市民生活に大きな影響を与えました。 市は、防災関係機関と連携し、災害の未然防止に取り組み「災害に強いいちがさき」を実現していきます。</p> <p>【現状】 ○市及び確認検査機関は、一定規模以上の建築物について、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認しています。 ○略 (新設)</p>

新	旧
<p>○略</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○風害による被害軽減を図るために、各施設の適正な管理に努めるとともに、<u>関係機関と連携した情報提供体制の構築</u>が必要です。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>○略</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○風害による被害軽減を図るために、<u>さがみ農業協同組合及び茅ヶ崎市漁業協同組合と連携した体制を構築することが必要です。</u></p> <p>○強風に伴う延焼火災の拡大に対し、地域における初期消火能力の向上や消防力の更なる整備が必要です。</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 危険箇所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、消防本部、消防団、 藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 0</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 危険箇所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、<u>消防部</u>、消防団、 藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、<u>消防部</u>、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第5節 事前復興対策</p> <p>近年、日本各地では記録的な大雨等による風水害が多発し、<u>平成27年9月関東・東北豪雨や平成30年7月豪雨等</u>、各地で豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、深刻な被害が発生しています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 事前復興対策 都市部</p> <p>(略)</p> <p>1 事前復興対策</p> <p>まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。</p> <p>復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域に</p>	<p>P 5 2</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第5節 事前復興対策</p> <p>近年、日本各地では記録的な大雨等による風水害が多発し、<u>平成26年8月広島豪雨や平成26年10月の台風18号による台風等</u>、各地で豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、深刻な被害が発生しています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 事前復興対策 都市部</p> <p>(略)</p> <p>1 事前復興対策</p> <p>まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。</p> <p>復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域に</p>

新	旧
<p>おける生活者や男女共同参画の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映するとともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目指していきます。</p> <p>(略)</p> <p>第2 地籍調査の実施 建設部</p> <p>市では、地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。</p>	<p>おける生活者や男女双方の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映するとともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目指していきます。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第1節 災害対策本部機能の強化</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、東日本大震災を踏まえ、災害対策本部組織の見直しを図るとともに、災害対策応急活動を効果的に行うため、庁舎や備品の整備を行いました。 ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>○市は、行政そのものが被災し、職員や庁舎、ライフライン等の業務に必要な資源に制約がある中であっても行政が果たすべき役割を遂行するため、災害時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策をまとめた茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。</p> <p>○災害対策本部活動を円滑に行うためには、統括調整部設置場所をあらかじめ定め、定期的に設置訓練を実施している。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実行するため、引き続き災害対策本部機能の強化を図る必要があります。 <p>(削除)</p>	<p>P 5 3</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第1節 災害対策本部機能の強化</p> <p>【現状】</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○災害発生時には、建物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊、ライフライン等の一時的被害または火災の発生、延焼拡大、ライフラインの機能停止による二次的被害等の大きな被害が想定されます。</p> <p>○災害発生直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の軽減、防止につながります。</p> <p>○市では、災害対策本部組織の本部長及び本部員会議の意思決定を補佐する組織として、統括調整部を設置しています。</p> <p>○市では、災害発生時に、応急対策活動に全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。</p> <p>(新設)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、平常時より適切な配備体制を整え、災害対策本部組織の機能の確保が必要です。 ○市は、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部そのもの

新	旧
<p>○災害応急対策活動を効果的に行うためには、防災関係機関との連携強化が不可欠なことから、引き続き平常時からの連携強化に努める必要があります。</p> <p>○市は、発災後に優先して着手すべき業務（非常時優先業務）の実施体制を継続的に改善する必要があります。</p> <p>○市は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、その実施場所をあらかじめ整理しておく必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部</p> <p>1 災害対策本部組織の強化</p> <p>市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。</p> <p>2 災害対策本部施設・設備の強化 (略)</p> <p>3 災害対策本部における災害情報の共有 (略)</p> <p>第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部</p> <p>市は、災害対策応急活動を迅速かつ的確に実施するために、各種の防災計画や相互の応援協定等に基づき、国、県及び防災関係機関を適切に役割分担し、連携協力するため、平常時より訓練等を連携して実施します。</p> <p>第3 業務継続体制の向上 市民安全部</p> <p>市は、災害発生時の応急対策業務や優先度の高い通常業務の実施のため、これらの業務の実施にあたっての必要な職員や非常電源、通信手段等の業務資源の確保に向けた対応策を検証するとともに、業務継続にあたっての資源確保における課題の解消に取り組むことで業務継続体制の向上を図ります。</p> <p>第4 災害時における公共施設の活用方法の整理 財務部、市民安全部</p>	<p>が被災することを想定した体制の整備が必要です。</p> <p>○市は、災害発生時に迅速かつ的確に応急対策活動に取り組めるよう、平常時から実施すべき対策を定めるとともに、県や防災関係機関との連携の強化が必要です。</p> <p>○市は、災害発生後速やかに、市民生活に必要不可欠な業務を継続できる体制を整える必要があります。</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部</p> <p>1 災害対策本部組織の体制整備</p> <p>市は、災害対策本部組織の本部員会議（意思決定機関）のもとに、統括調整部（意思決定機能を補佐する企画運営機能）及び各部（災害対策本部の執行機能）をもって編成することで、統一した方針の下に部局横断的な活動ができるような体制を整備します。</p> <p>2 災害対策本部組織の強化</p> <p>市は、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、災害発生時に臨機応変の対応が取れるように努めます。</p> <p>3 災害対策本部施設・設備の強化 (略)</p> <p>4 災害対策本部における災害情報の共有 (略)</p> <p>第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部</p> <p>市は、国、県及び防災関係機関との連携をより一層高め、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部組織の機能強化を図ります。</p> <p>第3 業務継続体制の確保 市民安全部</p> <p>市は、災害発生時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定、業務継続体制の向上を図ります。</p> <p>(新設)</p>

新	旧																																																										
<p>市は、災害時における公共施設やその会議室等の活用方法を整理することで、災害応急対策の円滑な実施や広域応援部隊や他自治体からの支援の円滑な受入れを図ります。</p>																																																											
<p>第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 【取り組みの方向】 第1 水防責任 市民安全部、消防本部、消防団 (略) 第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所藤沢土木事務所 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒または防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11.25km</td> <td>13</td> <td>10,363m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「平成30年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「平成30年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 (略)</p> <p>第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 (略) 4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (2) 水位周知河川（水防法第13条第1項及び第2項） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>管理者名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)</th> </tr> </thead> </table> </p> </p>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	(略)					小出川	神奈川県	11.25km	13	10,363m	(略)					河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)	<p>P 54</p> <p>第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 【取り組みの方向】 第1 水防責任 市民安全部、消防部、消防団 (略) 第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所藤沢土木事務所 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒または防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11.25km</td> <td>13</td> <td>10,549m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「平成29年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「平成29年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 (略)</p> <p>第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 (略) 4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (2) 水位周知河川（水防法第13条第1項及び第2項） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>管理者名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)</th> </tr> </thead> </table> </p> </p>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	(略)					小出川	神奈川県	11.25km	13	10,549m	(略)					河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)
河川名				管理者名	管理延長	重要水防区域																																																					
	箇所	延長																																																									
(略)																																																											
小出川	神奈川県	11.25km	13	10,363m																																																							
(略)																																																											
河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)																																																					
河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域																																																								
			箇所	延長																																																							
(略)																																																											
小出川	神奈川県	11.25km	13	10,549m																																																							
(略)																																																											
河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒区域)																																																					

新							旧								
(略)							(略)								
千の川	梅田橋	神奈川県	1. 20	1. 90	<u>2. 20</u>	<u>2. 50</u>	千の川	梅田橋	神奈川県	1. 20	1. 90	<u>1. 90</u>	<u>2. 20</u>		
(1)、(2)出典「平成30年度 神奈川県水防計画」							(1)、(2)出典「平成29年度 神奈川県水防計画」								
(略)							(略)								
第5 防災関係機関との連絡体制の整備	市民安全部、 <u>消防本部</u> 、 <u>消防団</u>						第5 防災関係機関との連絡体制の整備	市民安全部、 <u>消防部</u> 、 <u>消防団</u>							
(略)							(略)								
第6 水防倉庫及び資機材の整備	市民安全部、 <u>消防本部</u>						第6 水防倉庫及び資機材の整備	市民安全部、 <u>消防部</u>							
(略)							(略)								
第4章 平常時の対策							P 5 8								
第3節 災害情報受伝達体制の充実							第4章 平常時の対策								
【現状】							第3節 災害情報受伝達体制の充実								
○略							【現状】								
○市は、 <u>防災行政用無線</u> 、 <u>ホームページ</u> や <u>ツイッター</u> 、 <u>ちがさきメール配信サービス</u> 、 <u>t v k データ文字放送</u> 、 <u>防災ラジオ</u> 等、 <u>災害情報の伝達手段</u> を整備しています。							○略								
○市は、 <u>市内119か所</u> に設置する <u>防災行政用無線屋外拡声子局</u> より <u>防災情報等</u> を <u>発報</u> しています。							○市は、 <u>ホームページ</u> や <u>ツイッター</u> 、 <u>地域情報配信システム等</u> 、 <u>災害情報の提供手段</u> を整備しています。								
○市は、 <u>エフエム放送局</u> 等と災害時における緊急放送における協定等を締結しています。							(新設)								
○県は、 <u>災害時の情報収集</u> 、 <u>伝達手段</u> として、 <u>県機関</u> 、 <u>市町村</u> 及び <u>防災関係機関</u> を結ぶ「 <u>防災行政通信網</u> 」や「 <u>災害情報管理システム</u> 」を整備しています。							(新設)								
○市は、 <u>防災関係機関</u> や <u>公共施設</u> 、 <u>協定先等</u> との <u>災害時の通信手段</u> として、 <u>地域防災無線</u> （ <u>防災用MCA無線</u> ）、 <u>消防救急無線</u> 、 <u>衛星電話等</u> を整備しています。							○市は、 <u>災害発生時に</u> 、 <u>県との情報収集</u> や <u>伝達</u> を <u>図り</u> 、 <u>連携を強化</u> するため、 <u>県との「防災行政通信網」等</u> を整備しています。								
(略)							○市は、 <u>公共施設</u> や <u>協定先等</u> との <u>災害時の通信手段</u> を <u>確保</u> のため、 <u>地域防災無線</u> （ <u>防災用MCA無線</u> ）を整備しています。								
【課題】							(略)								
(削除)							【課題】								
(削除)							○市は、 <u>災害発生時は</u> 、 <u>その被害を最小限にとどめ</u> 、 <u>迅速かつ的確な応急対策活動</u> を行うため、 <u>被害状況を正確に収集</u> 、 <u>伝達</u> することが必要です。								
(削除)							○市は、 <u>災害対策に関する各種システム</u> が <u>市庁舎等の施設</u> の <u>被災</u> 、 <u>停電等</u> により <u>十分機能しない場合</u> 、 <u>迅速な初動体制</u> や <u>復旧活動</u> に <u>支障</u> をきたすため、 <u>システムの安全性の強化</u> と <u>多重化</u> が必要です。								
							○県、 <u>防災関係機関</u> 、 <u>市民</u> 、 <u>企業等</u> からの <u>多様な災害情報</u> の <u>収集</u> ・ <u>提供体制</u> の								

新	旧																																		
<p>○市は、災害時に市民へ災害情報を広く確実に伝達するため、関係機関との連携のもと伝達手段の多重化に取り組む必要があります。</p> <p>○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を平成34年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。</p> <p>○市は、災害情報の収集、提供を円滑に行うために、各種のシステム等を適切に運用できる体制を整える必要があります。</p> <p>○市は、災害応急対策活動を効果的に実施するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報発表基準一覧</p> <p style="text-align: right;">平成30年5月30日現在</p> <p>(1) 特別警報</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">特別警報</td><td style="width: 15%;">大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 警報・注意報</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>注意報</td><td style="width: 15%;">大雨</td><td>表面雨量指数 土壌雨量指数基準</td><td>$\frac{11}{103}$</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 災害情報収集体制の充実 市民安全部、下水道河川部、消防本部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</p> <p>市は、避難勧告等の発令の参考とするため、気象庁が発表する気象情報及び河川や海岸の状況等、災害情報の的確な収集体制の構築に努めます。</p> <p>また、国、県及び市は、河川及び海岸を監視するカメラ及び水位計の適正な</p>	特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(略)			(略)			注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	$\frac{11}{103}$	(略)				<p>整備が必要です。</p> <p>○市は、災害時に市民へ正確な情報伝達を行うため、防災行政用無線の難聴地域の解消を図る必要があります。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○市は、災害時の効果的な情報伝達体制を構築するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報発表基準一覧</p> <p style="text-align: right;">平成30年1月17日現在</p> <p>(1) 特別警報</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">特別警報</td><td style="width: 15%;">大雨</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる台風が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 警報・注意報</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>注意報</td><td style="width: 15%;">大雨</td><td>表面雨量指数 土壌雨量指数基準</td><td>$\frac{10}{103}$</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 災害情報収集体制の充実 市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部</p> <p>市は、気象庁等が発表する防災気象情報の収集及び、河川や海岸における市域の災害情報の収集を行うため、気象情報提供委託会社からの的確な情報収集に努めるとともに茅ヶ崎市防災情報サイトや海面監視カメラを活用する等、的</p>	特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる台風が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(略)			(略)			注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	$\frac{10}{103}$	(略)			
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																	
(略)																																			
(略)																																			
注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	$\frac{11}{103}$																																
(略)																																			
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる台風が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																	
(略)																																			
(略)																																			
注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	$\frac{10}{103}$																																
(略)																																			

新	旧
<p>管理に努めるとともに、避難に資する情報として平常時より市民への情報提供に努めます。</p> <p>第3 災害情報伝達体制の充実 企画部、市民安全部、消防本部</p> <p>市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。</p> <p>そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。</p> <p>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッター、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</p> <p>また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知します。</p> <p>第4 防災行政用無線のデジタル化 市民安全部</p> <p>市は、防災行政用無線の機器に関する無線設備規則の改正に伴い、新たな規格へ対応するため、防災行政用無線の機器の整備更新を進めます。</p> <p>(削除) ※同節第3に統合</p>	<p>確な情報収集体制の整備を図ります。</p> <p>第3 災害情報伝達体制の充実 企画部、市民安全部、消防部、消防団</p> <p>市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告または指示等の措置を行います。</p> <p>また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努めます。</p>
	<p>第4 防災行政用無線の充実強化 市民安全部</p> <p>市は、市民に対する情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて防災行政用無線の子局の増設・移設を行う等、難聴地域（無線放送が聞き取りにくい地域）の解消に努めます。</p> <p>また、防災行政用無線の補完機能として、防災ラジオの導入、地域情報配信システム等の充実を図ります。</p>
	<p>第5 市民への情報伝達体制の整備 企画部、市民安全部</p> <p>市は、避難勧告等を市民に対し広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。</p> <p>そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、</p>

新	旧
	<p>必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。</p> <p>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</p> <p>また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>あわせて、多様な広報媒体について、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知します。</p> <p>市民は、災害時の情報収集手段について、日頃より確認しておくとともに、隣近所での声掛け等、地域内での情報受伝達体制を築くよう努めます。</p>
第5 報道機関との協力体制の確立 企画部 (略)	第6 報道機関との協力体制の確立 企画部 (略)
第6 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター	第7 神奈川県防災行政通信網等の活用 市民安全部、消防部
県及び市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。	市は、県との情報収集や伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強化するため、県との「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」の更なる活用を図ります。
第7 通信手段の確保 市民安全部、消防本部、消防団	第8 通信手段の確保 市民安全部、消防部、消防団
市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取扱訓練や点検を実施します。	市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取り扱い訓練や点検を実施します。
第4章 平常時の対策 第4節 避難対策	P 65 第4章 平常時の対策 第4節 避難対策

新	旧
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 ○市は、<u>災害の種別に応じた指定緊急避難場所や指定避難所を災害対策基本法に基づき指定しています。</u> ○市は、<u>想定最大規模降雨による浸水想定区域の公表を踏まえ、洪水ハザードマップを作成しています。</u> ○略 ○市は、<u>公立小・中学校を災害対策地区防災拠点として、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所（被災者の避難生活を送る施設）とするほか、災害情報の受伝達や救援物資の配布の拠点としています。</u> (削除) ○市は、<u>避難所となる公立小・中学校ごとに、避難所の開設、避難者の受入れ手順、避難所運営委員会の組織や役割、学校施設の利用方法等を定めた避難所運営マニュアルを定めています。</u> ○避難所におけるペットの対応は、<u>避難所ごとに作成している避難所運営マニュアルで定められており、統一的な考え方は定められておりません。</u> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○市は、<u>災害の種別に応じた避難行動や避難先についての周知を徹底する必要があります。</u> ○略 ○略 ○略 ○災害時に避難所の運営を円滑に行うため、<u>自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者間で、避難所運営にかかる事項を共有しておく必要があります。</u> (削除) ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した<u>避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、</u> 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 ○略 (新設) ○市は、<u>計画規模降雨による浸水想定区域の公表を踏まえ、洪水ハザードマップを作成しています。</u> ○略 ○市は、<u>防災訓練等を通じ避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施しています。</u> ○市は、<u>公立小・中学校等の公共施設や民間施設を、避難所として施設の整備や備蓄の充実を図っています。</u> (新設) ○略 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 (新設) ○略 ○略 ○略 ○市は、<u>避難所の指定拡大を図るとともに、避難所の安全対策、防災用資機材や生活必需物資等の備蓄の整備が必要です。</u> ○避難所運営マニュアルの見直しが必要です。 ○要配慮者や女性が、<u>避難生活の負担を軽減できるような配慮が必要です。</u>

新	旧
<p>実効性のある取組を進める必要があります。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>○避難生活の長期化に伴い、避難所における要配慮者をはじめとした避難者への医療措置の遅れや、不衛生な生活環境による心身への影響、栄養不足や食欲不振による衰弱、車中泊中の静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などによる災害関連死を未然に防ぐために、各避難所における避難者への心身に関わる直接的な措置が必要です。</p> <p>○過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が発生しました。これらの動物の保護には多大な労力と時間を要すとともに、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれがあります。また、繁殖により住民の安全や公衆衛生上の環境悪化が懸念されるため、ペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発 市民安全部</p> <p>災害時に、迅速かつ的確な避難行動がとられるためには、住民が災害の種別に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時より検討しておく必要があります。</p> <p>そのため、市は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、災害の危険から身を守るために緊急的に避難するための場所である避難場所と、自宅等が被災した被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための避難所の違い等について周知の徹底を図ります。</p> <p>第2 洪水等ハザードマップの作成 市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織</p>	<p>○避難所におけるペットに対する支援対策が必要です。</p> <p>○市は、ライフライン等の停止により各種支援を必要としながら在宅で生活を送る市民（以下「在宅避難者」という。）や、指定避難所以外の施設等で避難生活を送る市民（以下「避難所外避難者」という。）等の状況を把握することが必要です。</p> <p>○在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者に対する支援が必要です。</p> <p>○市は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、<u>応急仮設住宅の建設が速やかに行えるよう建設候補地の事前選定が必要です。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(新設)</p> <p>第1 洪水等ハザードマップの作成 市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織</p>

新	旧
(略)	(略)
2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所	2 マニュアル等の整備 各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所
市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難勧告に関するガイドライン（平成29年1月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。	市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難勧告に関するガイドライン（平成29年1月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等について、マニュアル等を整備します。 また、国、県は、市が発令する避難勧告等に関して、災害に関する情報等の必要な助言を行うため、ホットライン（緊急時直通電話）を運用できる体制を整備します。
3 ホットラインの整備 市は、災害発生のおそれを把握するにあたり、現地情報や防災気象情報等に加え、河川管理者や横浜地方気象台からのホットライン（緊急時直通電話）による直接的な助言を得られるよう、これらの機関と平時から「顔の見える関係」を構築するとともに、緊急時にホットラインによる連絡を確実に実施できるよう、緊急時の連絡体制を整備します。	(新設)
4 避難訓練 (略)	3 避難訓練 (略)
第4 河川等のリスク情報の把握 市民安全部、下水道河川部、消防本部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所、消防団、自主防災組織	第3 河川等のリスク情報の把握 市民安全部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所、消防団、自主防災組織
(略)	(略)
第5 避難所の整備 総務部、市民安全部、福祉部、教育総務部、教育推進部 (略)	第4 避難所の整備 総務部、市民安全部、福祉部、教育部 (略)
第6 避難所運営体制の強化 市民安全部、保健所、配備職員、自主防災組織 (削除)	第5 避難所運営の強化 市民安全部 1 地区防災拠点打合会 市は、地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 2 避難所運営体制の整備 大規模な風水害等発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわた

新	旧		
<p>る共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</p>	<p>る共同生活が必要な事態となることが想定されます。</p> <p>大規模震災とは異なる状況下においても、できるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営を行うため、避難所運営委員会の立ち上げが必要となります。避難所運営委員会は、市域の被害状況に応じ、避難所の統合、早期撤収等を視野に運営することが求められます。</p> <p>また、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐することとします。</p> <p>市及び自主防災組織は、避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営ができるよう、体制の整備を図ります。</p>		
<h2>2 避難所運営委員会の整備</h2> <p>(略)</p> <p>(削除) ※第5章第4節へ移動</p>	<h2>3 避難所運営委員会の整備</h2> <p>(略)</p>		
<h2>4 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保</h2> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</p>	<h2>4 学校教育の早期再開に向けた避難所対策</h2> <p>学校施設は、児童、生徒が教育を受け、生活の中心となる場であり、被災した子どもたちの安全感・安心感の回復等の心のケアを支援する等、学校教育の早期再開は非常に重要な課題であることから、避難者の受け入れにあたっては、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行います。</p>		
<h2>5 ペット対策の周知・啓発</h2> <p>避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。</p> <p>市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p>	<p>(新設) ※第4章第4節より移動</p> <p>(新設) ※第4章第4節より移動</p>		
<h2>第7 防災資機材等の整備</h2> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">市民安全部、自主防災組織</td> </tr> </table>	市民安全部、自主防災組織	<h2>第6 防災用資機材等の整備</h2> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">市民安全部、自主防災組織</td> </tr> </table>	市民安全部、自主防災組織
市民安全部、自主防災組織			
市民安全部、自主防災組織			

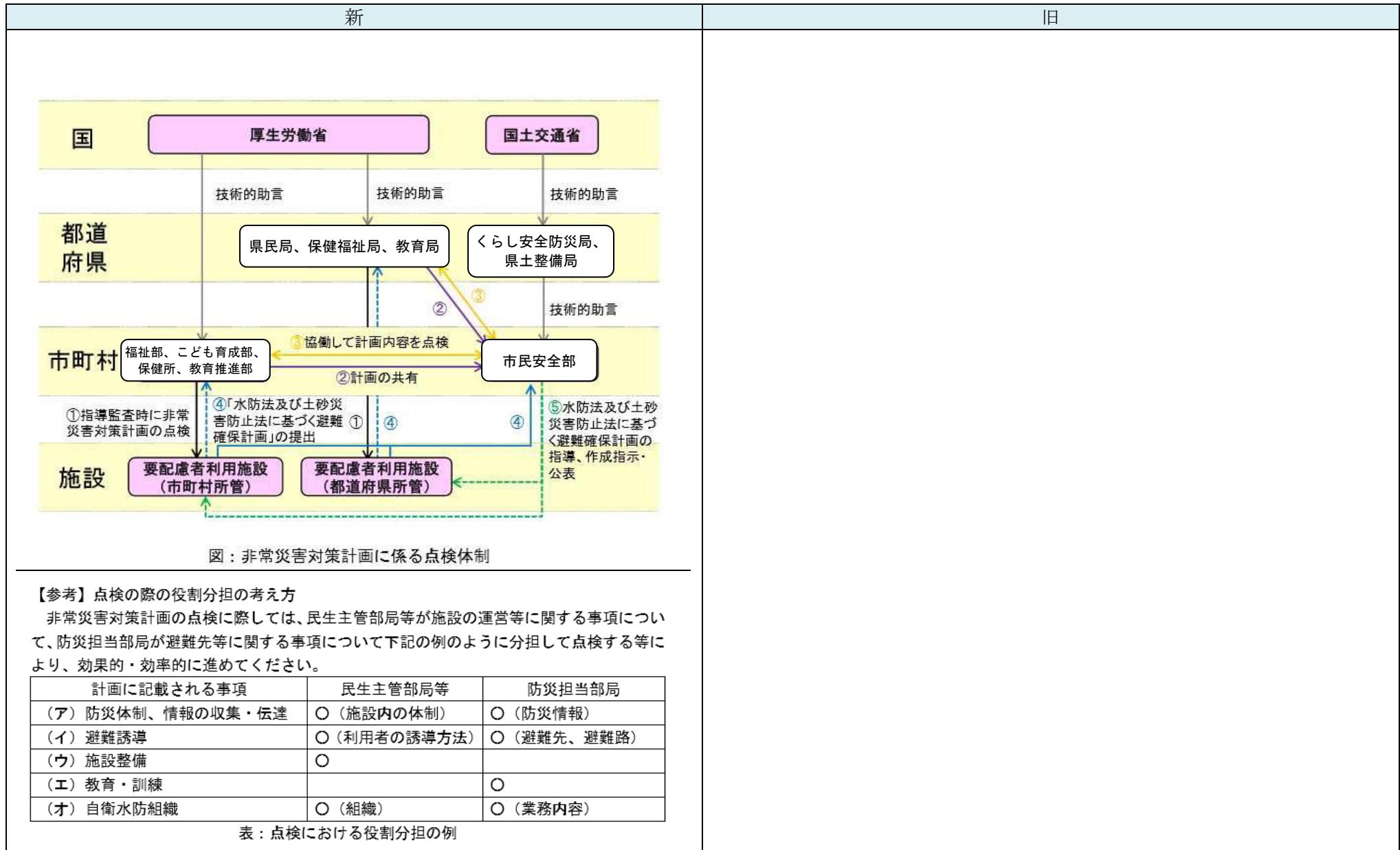
新	旧				
<p>市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、<u>防災活動に必要な防災資機材等</u>の備蓄を進めます。</p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p> <p>市は、関係機関と連携し、災害関連死の防止など避難所における要配慮者の生活環境の整備を図るため、保健医療・介護体制の整備、給食体制、福祉避難所への移送方法など、要配慮者の支援体制の整備を進めます。</p>	<p>市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、<u>地域特性に配慮した防災用資機材等</u>の備蓄を進めます。</p> <p>また、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第7 要配慮者に配慮した支援対策 配備職員、自主防災組織</p> <p>避難所運営委員会においては、避難行動要支援者への情報提供、避難スペースの提供、生活支援等、要配慮者が避難生活を送る上で負担を軽減できるよう十分配慮するよう努めるとともに、避難所での生活が困難な場合は、福祉避難施設への収容等、必要な措置を図ります。</p>				
<p>1 避難準備・高齢者等避難開始の発令体制の整備</p> <p>市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始を的確に発令できるよう、その体制を整備します。</p> <p>2 要配慮者利用施設に対する洪水予報等及び土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備</p> <p>市は、水防法15条第1項または土砂災害防止法第8条第1項に基づき定める、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）または土砂災害警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設（以下、「本計画資料編に定める要配慮者利用施設」という。）の所有者または管理者に対し、洪水予報等または土砂災害に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。</p> <p>(1) 要配慮者利用施設等の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"><u>要配慮者施設の範囲</u></td> <td> 1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校） </td> </tr> </table> <p>前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類は、概ね次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"><u>高齢者施設</u></td> <td>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護</td> </tr> </table>	<u>要配慮者施設の範囲</u>	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校）	<u>高齢者施設</u>	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護	<p>(新設) ※第4章第5節より移動</p>
<u>要配慮者施設の範囲</u>	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校）				
<u>高齢者施設</u>	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護				

新		旧
	老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、複合型サービス	
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設	
児童福祉施設等	保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童更正施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	
障害児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、障害者グループホーム	
その他社会福祉施設	社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点	
3 避難誘導体制の整備	市は、要配慮者に対する避難誘導を的確に行うため、自主防災組織と連携を図ります。	(新設) ※第4章第5節より移動
4 要配慮者利用施設利用者の避難確保体制の整備	要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の避難確保の体制整備を図ります。	(新設) ※第4章第5節より移動
5 避難所生活の支援体制の整備	市は、避難所において、要配慮者の負担を軽減できるよう、支援体制の整備を図ります。 また、要配慮者に配慮した防災資機材の備蓄整備に努めます。	(新設) ※第4章第5節より移動

新	旧
<p>6 障害者・高齢者等への対応</p> <p><u>市は、避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障害者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p><u>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障害者・高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</u></p>	(新設) ※第4章第5節より移動
<p>7 妊産婦及び乳幼児への対応</p> <p><u>市は、妊娠婦及び乳幼児の災害時におけるべき行動等、避難方法や避難時の持出品等、個々の状況に合わせた事前対策の必要性について各家庭で講じられるよう周知を図ります。</u></p> <p><u>また、市は、災害時に受けける妊娠婦及び乳幼児のストレスを軽減できるよう、健康相談や健康チェックができるような体制の整備に努めます。</u></p>	(新設) ※第4章第5節より移動
<p>8 外国人への対応</p> <p><u>災害に係る各種避難標識やハザードマップ等は、国の「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組」を踏まえ、図記号（ピクトグラム）表記や英語併記など、外国人に対し広く防災情報が伝わるようその提供方法の工夫に努めます。</u></p> <p><u>また、避難所においては、災害時多言語表示シートを活用した外国人への生活情報の提供体制を整備します。</u></p> <p>(削除) ※第4章第4節第6へ移動</p>	(新設) ※第4章第5節より移動
(削除) ※第4章第4節第6へ移動	<p>第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 配備職員、自主防災組織</p> <p><u>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置する等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。</u></p> <p><u>また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めるとともに、安全性の確保を図ります。</u></p> <p>第9 ペット対策 保健所部</p> <p><u>市は、飼い主に対し、平常時から備えておくべきこと等を示したペットに関する防災対策マニュアル等を作成し、普及・啓発を図ります。逸走・負傷したペットを円滑に保護するため、災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、救援物資の整備等を行います。</u></p> <p><u>また、避難所の設備や衛生面を考慮した上で、避難所におけるペットの取扱方</u></p>

新	旧
<p>第9 要配慮者利用施設における安全確保 市民安全部、要配慮者利用施設所 管部、要配慮者利用施設</p> <p>要配慮者利用施設は、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。</p> <p>1 安全確保対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災資機材の整備に努めます。</p> <p>(2) 防災教育・訓練の充実</p> <p>施設管理者は、職員や利用者が災害時の安全確保に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。</p> <p>(3) 緊急連絡体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備します。また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたれるよう体制を整備します。</p> <p>2 避難確保計画の作成</p> <p>本計画資料編に定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法第15条の3または土砂災害防止法第8条の2に基づき、利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（以下「避難確保計画」という。）等を行います。</p> <p>(1) 避難確保計画の作成</p> <p>本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成します。</p> <p>ア 洪水時等または土砂災害時の防災体制に関する事項 イ 利用者の洪水時等または土砂災害時の避難の誘導に関する事項 ウ 洪水時等または土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する</p>	<p>法について、避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>（新設）※第4章第5節より移動</p>

新	旧
<p><u>事項</u></p> <p>エ 洪水時等または土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p> <p>オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項</p> <p>カ その他利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</p> <p>(2) 避難訓練の実施</p> <p>当該要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第5項または土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、洪水予報等または土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施します。</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置</p> <p>本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条第1項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努めます。</p> <p>3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制</p> <p>(1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制</p> <p>国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築します。</p> <p>① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う</p> <p>② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う</p> <p>③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する</p> <p>④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する</p> <p>⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法または土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す</p>	



新	旧
<p>出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル (平成29年6月 国土交通省 厚生労働省)」より抜粋</p> <p>(2) 避難確保計画作成に係る指示</p> <p>市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設が水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成を促すため、必要な指示を行います。</p> <p>(3) 避難確保計画作成に係る公表</p> <p>市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく指示を受けた本編資料編に定める要配慮者利用施設が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、避難確保計画の作成を促すため、その旨を公表します。</p> <p>(略)</p> <p>第11 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部</p> <p>市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、災害時に必要な戸数や場所を事前に検討するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。</p> <p>(略)</p>	
(削除) ※第4章第4節へ移動	P 70 第4章 平常時の対策 第5節 要配慮者対策 (略)
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第5節 救助・救急活動体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団</p> <p>(略)</p> <p>第2 救助・救急活動体制の充実 消防本部、消防団</p> <p>(略)</p>	P 75 第4章 平常時の対策 第6節 救助・救急活動体制の充実 (略) 【取り組みの方向】 第1 消防力の整備・強化 消防部、消防団 (略) 第2 救助・救急活動体制の充実 消防部、消防団 (略)

新	旧
第3 地域及び広域的な連携強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、自主防災組織 </div> (略)	第3 地域及び広域的な連携強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、自主防災組織 </div> (略)
第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○市立病院は、災害拠点病院として位置づけられています。 ○市は、医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設する場所を予め定めています。医療救護所は、原則として公立中学校13校及び地域医療センターのうち、災害の状況に応じて必要な場所に開設します。 ○医療救護所を開設する予定の施設には、日頃より医療用資機材等の備蓄を行っています。 ○市は、地域の実情に応じた、災害発生時の医療救護体制の構築を進めるため、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を設置しています。 ○茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議には、市災害医療コーディネーターを置きます。市災害医療コーディネーターは、大規模災害の発生直後から終息までの間、医療救護に関して必要な判断・調整等を行います。 ○市立病院では、断水・停電等に備え、医療用水の備蓄及び自家発電設備の整備を行っています。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県、救急病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。 ○市立病院はDMA Tの受援体制や後方医療機関等との連携を強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要があります。 ○茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の運営体制の整備が必要です。 ○断水・停電時、市域の医療機能が低下します。 【取り組みの方向】 <p>(略)</p>	P 7 7 第4章 平常時の対策 第7節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○市は、災害の状況に応じて、医療救護班を編成するとともに、医療救護活動を行う拠点として、公立中学校13校及び地域医療センターに医療救護所を開設するため、日頃より医療用資機材等の備蓄を行っています。 ○市立病院は、重症・重篤な傷病者を受け入れる等、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う「災害拠点病院」として位置づけられています。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県地域災害医療対策会議、救急告示病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。 ○市立病院はDMA Tの派遣受援体制や後方支援病院等との連携を強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要があります。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> 【取り組みの方向】 <p>(略)</p>

新	旧
第2 初動医療体制の整備 保健所、市保健師、医療関係団体、市内救急病院、 薬品会社 <p>1 マニュアル等の修正 市は、災害時における医療救護所の活動について、<u>訓練等を踏まえ必要に応じてマニュアル等を見直します。</u></p> <p>2 医療救護班の編成 <u>医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設するため、医療関係団体等と協力し医療救護班として派遣する人員を調整します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 後方医療体制の整備 医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、<u>医療機関への搬送が必要となる重傷病者については、後方医療機関と調整します。</u></p> <p>4 医薬品等の確保 医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の<u>整備</u>、薬品会社との協定等により確保します。</p> <p>第3 助産活動体制の整備 保健所、市立病院部 (略)</p> <p>2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、<u>中核病院である市立病院や基幹病院である東海大学医学部附属病院への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。</u> (略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 保健所、市保健師</p>	第2 初動医療体制の整備 保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、 市内救急告示病院、薬品会社 <p>1 マニュアル等の整備 市は、災害時における医療救護所の活動について、マニュアル等を<u>整備します。</u></p> <p>2 医療救護班の編成 <u>(1) 医療救護班は、保健福祉部が担当し、医療関係団体や茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得て編成します。</u> <u>(2) 医療関係団体は、災害対策本部の要請により、あらかじめ定めてある編成表により医療救護班に人員を派遣します。</u></p> <p>3 医療救護所の指定 <u>災害の状況に応じて、災害対策本部（統括調整部）の判断により、地区防災拠点となる中学校や地域医療センターを医療救護活動の拠点として、医療救護所を指定します。</u></p> <p>4 医療救護班の配備 <u>初動医療体制は、医療救護所に医療救護班を派遣して対応します。</u></p> <p>5 後方医療体制の整備 <u>医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者については、入院等が可能な医療機関による医療が必要となるため、市内の救急告示病院を後方医療施設として指定し、整備します。</u></p> <p>6 医薬品等の確保 医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の<u>払い出し</u>、薬品会社との協定、<u>県への要請等</u>により確保します。</p> <p>第3 助産活動体制の整備 保健所部、市立病院部 (略)</p> <p>2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、<u>協力病院である市立病院や周産期基幹病院である東海大学病院への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。</u> (略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 保健所部、市保健師（保健師班）</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 保健所</p> <p>災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要となる事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施します。</p> <p>また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。</p> <p>第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化 保健所</p> <p>停電・断水時の医療体制について、平時から総合的に検討します。</p>	<p>(略) (新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>【現状】</p> <p>○災害発生時には、電車等の交通機関が停止し、電車等を利用しなければ帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが想定されます。</p> <p>○市は、駅周辺の公共施設や協定を締結した駅ビル等の民間施設を帰宅困難者用の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として位置づけています。</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市は、一時滞在施設の確保に努めるとともに、女性に配慮した運営等の開設・運営に関わるルール作りや市民等への情報提供等に努める必要があります。</p> <p>（削除）</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 帰宅困難者対策 市民安全部、経済部</p> <p>1 一斉帰宅抑制の周知</p> <p>市は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の災害応急対策活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。</p>	<p>P 7 9</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 帰宅困難者対策</p> <p>【現状】</p> <p>○災害発生時には、電車等の交通機関が停止し、電車等を利用しなければ帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）が発生すると想定されます。</p> <p>○市は、駅周辺の公共施設を一時滞在施設として位置づけるとともに、駅ビル等の民間施設と協定を締結し、一時滞在施設の拡充を図っています。</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市は、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等の民間ビルとの協定締結を進めます。</p> <p>○女性が安心して滞在できるよう、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくりが必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 帰宅困難者対策 市民安全部、経済部</p> <p>1 知識啓発、周知</p> <p>市は、帰宅困難者対策のため、市民、学校及び企業等に対し、災害の発生があらかじめ予測される場合の「早めの帰宅促進」、及び災害発生直後の「一斉帰宅の抑制」という基本原則の周知を図ることで、帰宅困難者の発生を抑制します。</p>

新	旧
<p>また、市は、帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるように、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。</p> <p>2 早めの帰宅の推進</p> <p>企業等は、災害の発生があらかじめ予測される場合、その<u>発生予測時間帯</u>によっては、従業員の早めの帰宅を<u>促す等、帰宅困難者の発生防止に努めます。</u></p> <p>3 企業等の取り組みの促進</p> <p>市は、企業等が、従業員等を一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄の促進を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第4 徒歩帰宅者対策 市民安全部</p> <p>鉄道等の公共交通機関の運休が長期化する場合、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対し、自宅まで帰るための支援が必要となります。そのため、九都県市では、事業者・団体と徒步帰宅者への支援に関する協定を締結しており、コンビニエンスストア、ファミリーレストランやガソリンスタンド等の施設では、災害時帰宅支援ステーションとして、水、トイレ、交通情報等の提供が行われます。市は、市民、企業等に対し、この災害時帰宅支援ステーションの周知を図ります。</p>	<p>2 早めの帰宅の推進</p> <p>企業等は、災害の発生があらかじめ予測される<u>とき</u>で、その被害予測時間帯によっては、従業員の早めの帰宅を<u>推進する等、従業員の帰宅困難防止措置を検討し、必要な体制の整備に努めます。</u></p> <p>3 一斉帰宅の抑制</p> <p>企業等は、従業員や訪問者・利用者等が一斉に帰宅することにより、大量の帰宅困難者が生じることを防止するため、「<u>むやみに移動を開始しない</u>」ことを原則に、必要な一時収容対策を図ることとします。</p> <p>また、停電やライフライン機能の停止に備え、一定期間施設内等に留めるために必要となる飲料水や食料等の備蓄に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第4 徒歩帰宅者対策 市民安全部</p> <p>職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、<u>帰宅経路沿いの被害状況等の情報</u>や市、県及び防災関係機関から提供される災害関連情報等により、<u>安全に帰宅できること</u>を確認し、<u>帰宅を開始するもの</u>と想定されます。</p> <p>公共交通機関が停止していた場合、バス等の代替輸送は避難行動要支援者を優先して搬送するため、<u>帰宅困難者の多くは長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない</u>と考えられます（以下「徒步帰宅者」という。）。</p> <p>そのため、九都県市では、沿道の店舗等の協力により、徒步帰宅者に対し、<u>水道水、トイレ、交通情報等</u>を提供する災害時帰宅支援ステーションの協定拡充に取り組んでいます。</p> <p>市は、その取り組みを推進し、徒步帰宅者に対する支援体制を整備するとともに、市民、企業等に対し、その周知を図ります。</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○過去の大災害では、避難生活の長期化により避難所での不眠・不安を訴える人が増加したほか、災害対応に従事する職員のメンタルヘルスへの対応が必</p>	<p>P 8 1</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>要となっています。</u></p> <p>○略</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p><u>○被災者及び災害対応従事職員等に対するこころのケアの体制を整備する必要があります。</u></p> <p>○略</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所</p> <p>1 健康管理対策 (略)</p> <p>2 こころのケア対策 <u>避難所避難者や在宅避難者等の避難所外避難者、災害対応従事職員のこころのケア対策について、対策内容や実施体制等について整備を進めます。</u></p> <p>3 震災関連死の防止対策 <u>市は、避難者が避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかつたり持病が悪化する等して死亡する震災関連死の防止対策を講じるため、過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。</u></p> <p>4 防疫対策 (略)</p> <p>5 感染症患者医療体制の確立 (略)</p> <p>6 トイレ対策 (略)</p> <p>7 ペット対策 <u>市は、ペットの飼い主に対し、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等をはじめ、避難所では他の避難者の理解のもと、飼い主の責任のもと飼養管理を行うことや、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理の必要性について周知啓発を図ります。</u> <u>また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の</u></p>	<p>○略</p> <p>【課題】</p> <p>○略</p> <p>○略 (新設)</p> <p>○略</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所部</p> <p>1 健康管理対策 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 防疫対策 (略)</p> <p>3 感染症患者医療体制の確立 (略)</p> <p>4 トイレ対策 (略) (新設)</p>

新	旧
<p>救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p> <p>(飼い主に周知する主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペットのしつけと健康管理 ○ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札等による所有者明示） ○ペット用の避難用品や備蓄品の確保 <p>(略)</p> <p>第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、災害に備え、乾燥米飯、毛布及びトイレ等を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。 <p>○略</p> <p>(削除)</p> <p>○市は、災害時の給水対策として、市内9か所に飲料水兼用貯水槽を整備するとともに、貯水槽への給水栓の設置や公立小・中学校の耐震性プールへのろ水機の配備を行っています。</p> <p>○略</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、備蓄物資を計画的に更新するとともに、季節性を考慮し、要配慮者等に配慮した備蓄を進める必要があります。 <p>○大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の自己備蓄並びに企業等との協定による備蓄の確保が必要です。</p> <p>(削除)</p> <p>○市は、飲料水を確保するとともに、飲料水兼用貯水槽等の取扱方法等について習熟を図る必要があります。</p> <p>○公立小・中学校等の防災備蓄倉庫は、整備から長期間が経過し、近年老朽化</p>	<p>P 8 2</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>【現状】</p> <p>(新設)</p> <p>○略</p> <p>○市は、被災者用の食料として、乾燥米やクラッカー等の長期保存食の備蓄をしています。</p> <p>(新設)</p> <p>○略</p> <p>【課題】</p> <p>(新設)</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の自己備蓄及び企業等との協定による流通備蓄の確保が必要です。</p> <p>○市民ニーズや地域の特性、季節性を考慮した備蓄が必要です。</p> <p>○災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、計画的な分散備蓄が必要です。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>が目立っています。</p> <p>○<u>過去の災害においては、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間が掛かり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要しました。そのため、市は、被災者に備蓄物資を迅速に届けられるよう、その供給体制の整備を図る必要があります。</u></p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道 河川部、教育総務部 (略)</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽（100m³）、<u>市営プールや屋内温水プール、公立小・中学校等の耐震性プールを適正に管理するとともに活用体制を整えます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。</p> <p>第2 食料の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部</p> <p>1 食料の備蓄 市は、<u>乾燥米飯等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。</u></p> <p>2 食料の確保 市は、<u>災害時の食料を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。</u></p> <p>第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部 (略)</p> <p>2 生活必需物資等の確保 市は、<u>災害時の生活必需物資等を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。</u> <u>また、市は簡易トイレや組立式トイレの設置・取扱方法について周知を図ります。</u></p> <p>第4 要配慮者等への配慮 市民安全部 市は、<u>食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</u></p>	<p>○<u>平成28年熊本地震では、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間が掛かり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要したことが教訓となっています。</u></p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、下水道河川部 (略)</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽（100m³）、<u>公立小・中学校等の耐震性プールの整備、保全を進めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めます。</p> <p>第2 食料の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部</p> <p>1 食料の備蓄 市は、<u>乾燥米やクラッカー等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。</u></p> <p>2 食料の確保 市は、<u>協定を締結する企業等の協力を得て、食料を確保します。</u></p> <p>第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部 (略)</p> <p>2 生活必需物資等の確保 市は、<u>協定を締結する企業等の協力を得て、生活必需物資等を確保します。</u></p> <p>3 要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。</u></p>

新	旧
(削除)	4 男女双方の視点への配慮 市は、男女双方の視点に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。
第5 自己備蓄の推進 市民安全部 (略)	第4 自己備蓄の推進 市民安全部 (略) (新設)
第6 防災備蓄倉庫の管理 市民安全部 市は、公立小・中学校等に設置している防災備蓄倉庫の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した倉庫の再整備を進めます。	
第7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会 (略)	第5 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、県トラック協会 (略)
第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○市教育委員会では、茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、児童・生徒等の生命・身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速かつ的確な保護体制について「防災対策計画の作成指針」を定め、各学校では、この指針に基づき学校防災計画等を作成しています。 ○略 ○各学校では、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検等を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。 【課題】 ○教育施設及び保育施設について、施設・設備や通学路等の安全性を確保する必要があります。 ○略 ○各学校は、最新の被害想定や防災に関する各種の取組を踏まえ、学校防災計画等を見直すとともに、必要な資機材等を備蓄する必要があります。 ○略 (削除) (削除) 【取り組みの方向】 第1 園児、児童、生徒の安全確保対策 こども育成部、教育総務部、教育推	P 8 4 第4章 平常時の対策 第11節 教育・保育対策 【現状】 ○台風や集中豪雨等の風水害発生時に対する防災体制や防災教育の充実を図るため、公立小・中学校では、学校防災計画等の見直しを行っています。 ○略 (新設) 【課題】 ○園児、児童、生徒の安全を第一に考えた施設・設備の安全性の確保が必要です。 ○略 ○学校防災計画は、周辺地域の特性や実情に合った計画となるよう、見直しや検証が必要です。 ○略 ○保護者への引き渡し方法、連絡体制の整備の強化が必要です。 ○避難所としての役割を確保するため、防災用資機材の備蓄の拡充が必要です。 【取り組みの方向】 第1 園児、児童、生徒の安全確保対策 こども育成部、教育部、施設管理者

新	旧
<p>進部、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時に当にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施し、必要に応じて安全確保対策を実施するなど適正な管理に努めます。</p> <p>第2 防災計画等の見直し 市民安全部、こども育成部、教育推進部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、防災体制の充実を図るため、各々の防災計画や避難計画等について、周辺地域の特性や最新の防災に関する情報を踏まえ、必要な見直しを行い、その内容の充実を図るとともに、必要な資機材等の備蓄を市は支援します。</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育推進部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。</p> <p>また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた、迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。</p> <p>第4 保護者との連絡体制の整備 こども育成部、教育推進部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害時における情報伝達や安否確認、保護者による引き取り等を確実に行えるよう、保護者との連絡体制を整備します。</p> <p>第5 公立小・中学校における防災体制の整備 市民安全部、教育推進部、施設管理者</p> <p>(削除) ※第4章第9節へ移動</p> <p>公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。</p> <p>第4章 平常時の対策</p>	<p>(略)</p> <p>また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時に当にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施する等、あらゆる事態を想定した安全確保対策を実施します。</p> <p>第2 防災計画等の見直し こども育成部、教育部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、各々の防災計画や避難計画等において、園児、児童、生徒の安全確保を第一に考え、周辺地域の特性や実情を考慮する等、必要な見直しを行い、職員個々の分担業務の明確化を図り、実効性のある計画として定めます。</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。</p> <p>また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効的な避難訓練を行い検証を重ねます。</p> <p>第4 保護者との連絡体制の整備 こども育成部、教育部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒の安否確認や保護者への引き渡し等を確実に行えるよう、日頃からその体制について整備します。</p> <p>第5 公立小・中学校における防災体制の整備 市民安全部、教育部、施設管理者</p> <p>市は、公立小・中学校を避難所として指定しているため、その機能を十分に発揮できるよう防災備蓄倉庫の設置や、応急対策活動に必要な防災用資機材等の整備を行います。</p> <p>また、公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第11節 危険度判定対策</p> <p>【現状】</p> <p>○市は、災害発生時、宅地の崩壊がもたらす二次被害を防止し、市民の安全を確保するため被災宅地危険度判定士を養成するとともに、実施体制の整備に努めています。</p> <p>【課題】</p> <p>○被災宅地危険度判定士の養成並びに技術水準の維持が必要です。</p> <p>○判定活動を円滑に行うため、判定に必要な機材等の整備やマニュアルの整備、広域応援体制の一層の強化が必要です。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 被災宅地危険度判定士の養成 都市部</p> <p>1 被災宅地危険度判定士</p> <p>被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者または被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。</p> <p>2 宅地判定士の養成</p> <p>市は、地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための判定作業を行うため、市職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、宅地判定士として養成します。</p> <p>第2 被災宅地危険度判定実施体制の充実 都市部</p> <p>市は、被災建築物及び被災宅地の危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、判定の実施に必要な機材や活動マニュアル等の整備、県及び他市町村間の相互応援体制の整備を図ります。</p>	
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】</p> <p>○市及び県は、災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路、ヘリポート、物資受入港等を指定しています。</p> <p>（削除）</p>	<p>P 85</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】</p> <p>○県は、災害時の応急対策活動に必要な緊急通行車両の円滑な通行の確保を図るため、緊急輸送道路を指定しています。</p> <p>○市では、県が指定した緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。</p>

新	旧
(削除)	○市は、自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、市内に10箇所の臨時ヘリポートを指定しています。
【課題】	【課題】
○大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されるため、緊急輸送道路等の緊急輸送の確保に努めるとともに、運用方法や復旧体制について整備する必要があります。	○救助・救急、物資輸送等の応急対策活動の円滑な実施を図るため、緊急通行車両の通行の確保が必要です。
(削除)	○災害時に道路による輸送が困難な場合、ヘリコプターでの輸送を確保するため、更なる臨時ヘリポートの指定と整備が必要です。
【取り組みの方向】	【取り組みの方向】
第1 緊急輸送道路等の指定 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所	第1 県指定の緊急輸送道路 市民安全部、藤沢土木事務所
1 緊急輸送道路の指定	1 県指定の緊急輸送道路
(略)	(略)
(削除)	2 県指定の緊急輸送道路の整備 国及び県は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、計画的な道路整備を進めます。
2 緊急輸送道路を補完する道路の指定 市民安全部、建設部	第2 緊急輸送道路を補完する道路の整備 市民安全部、建設部
(削除)	1 緊急輸送道路を補完する道路 市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。
(略)	(略)
3 緊急輸送道路等の整備 道路管理者は、災害発生時の緊急輸送道路等の確保に向け、それぞれの計画に基づき道路の整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。	2 緊急輸送道路を補完する道路の整備 市及びその管理者は、災害発生時の緊急輸送機能の確保に向け、それぞれの計画に基づき施設の整備を推進します。
4 復旧体制の整備 道路管理者は、道路が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。	(新設)
第2 ヘリポートの指定 市民安全部、神奈川県	第3 ヘリポートの整備 市民安全部
(削除)	1 ヘリポート 市及び県は、災害時の空路からの物資受け入れ拠点並びに災害医療拠点の運用のため、次の場所をヘリコプターの臨時離着陸場として指定しています。

新	旧																												
<p>ため、<u>大型ヘリコプターの離着陸が可能な</u>次の場所をヘリコプターの臨時離着陸場として指定しています。</p> <p><u>市は、指定された施設が災害時にヘリコプターの離着陸場として使用されることを看板の設置等により市民等に対して周知します。</u></p> <p><u>市は、ヘリポートの確保に努めるとともに、指定状況を自衛隊や必要な防災関係機関に事前に周知します。</u></p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">市指定臨時ヘリポート</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>柳島スポーツ公園</td><td><u>柳島 1 3 0 0</u></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">県指定臨時ヘリポート</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	市指定臨時ヘリポート		名 称	所 在 地	(略)	(略)	柳島スポーツ公園	<u>柳島 1 3 0 0</u>	県指定臨時ヘリポート		名 称	所 在 地	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">市指定臨時ヘリポート</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #d3d3d3;">県指定臨時ヘリポート</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	市指定臨時ヘリポート		名 称	所 在 地	(略)	(略)	(新設)	(新設)	県指定臨時ヘリポート		名 称	名 称	(略)	(略)
市指定臨時ヘリポート																													
名 称	所 在 地																												
(略)	(略)																												
柳島スポーツ公園	<u>柳島 1 3 0 0</u>																												
県指定臨時ヘリポート																													
名 称	所 在 地																												
(略)	(略)																												
市指定臨時ヘリポート																													
名 称	所 在 地																												
(略)	(略)																												
(新設)	(新設)																												
県指定臨時ヘリポート																													
名 称	名 称																												
(略)	(略)																												
<p>第3 海上輸送体制の整備 市民安全部、経済部</p> <p>市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、「災害相互応援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、輸送体制の確立に努めます。</p> <p><u>また、市は、関係機関との連携のもと、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するとともに、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等必要な対策に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 ヘリポートの整備</p> <p><u>市及び県は、ヘリポート施設の耐震化を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能な空間の確保を積極的に進めていきます。</u></p> <p><u>また、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊や必要な防災関係機関に事前に配布しておきます。</u></p> <p>第4 海上輸送体制の整備 市民安全部、経済部</p> <p>市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、「災害相互応援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、輸送体制の確立に努めます。</p> <p>(略)</p>																												
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>【現状】</p>	<p>P 8 8</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</p> <p>【現状】</p>																												

新	旧
<p>○ライフライン関係機関は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。</p> <p>【課題】</p> <p>○市は、ライフライン関係機関と連絡体制の整備を図る必要があります。</p> <p>○大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 情報受伝達体制の整備 市民安全部 (略)</p> <p>第3 下水道施設 下水道河川部 市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の耐震化や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めます。 また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店 東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。 (略)</p> <p>第8 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社 東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るた</p>	<p>○市は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。</p> <p>【課題】</p> <p>○市は、ライフライン関係機関と緊密な連携を図る必要があります。</p> <p>○市及びライフライン関係機関は、復旧用資機材の備蓄強化や代替施設の確保、施設の安全性の向上を図る等、応急復旧が迅速に行えるよう、予防対策を進める必要があります。</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 情報伝達体制の整備 市民安全部 (略)</p> <p>第3 下水道施設 下水道河川部 市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の耐震化や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めています。 また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店 東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。 (略)</p> <p>第8 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社 東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るた</p>

新	旧
<p>め、施設及び設備等の耐震化や防災資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p>	<p>め、施設及び設備等の耐震化や防災用資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第14節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】</p> <p>○市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、県、市町村及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結しています。</p> <p>○市は、県及び県内市町村、ひたちなか市、市川市及び富士市の県外の海岸沿いに位置する自治体、歴史的なつながりのある岡崎市、佐久市及び関ヶ原町等、他自治体と災害時における相互応援協定を締結し、防災に関する情報交換等を定期的に実施しています。</p> <p>(削除) ※上に統合</p>	<p>P 90 第4章 平常時の対策 第14節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】</p> <p>○市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、日頃から県、市町村及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結しています。</p> <p>○市は、平成24年に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、地域相互間での協力体制を構築する等、相互応援体制の充実を図っています。</p> <p>○市は、ひたちなか市、市川市及び富士市と「災害時相互応援に関する協定書」を締結し、災害発生時に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対策活動及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援体制の充実を図っています。</p> <p>○市は、平成25年に岡崎市、佐久市、関ヶ原町と、大規模災害が発生した場合に、食料や生活必需品などの提供、職員の派遣などを行う「災害時相互応援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、応援体制の充実を図っています。</p> <p>○市は、平成23年に米海軍厚木航空施設と「災害対応準備及び災害救援活動に関する覚書」を締結し、相互の協力体制を強化する等、防災体制の充実を図っています。</p> <p>○本市が平成19年に加入した全国青年市長会では、災害相互応援に関する要綱を定め、災害時における応援体制の強化を図っています。</p> <p>○施行時特例市各市は、被害を受けた市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。</p> <p>○略 【課題】</p> <p>○略 ○略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、連携の強化を図ることで実効性の確保に努める必要があります。</p>
<p>(削除) ※上に統合</p>	
<p>○略 【課題】</p> <p>○略 ○略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、連携を図ることが必要です。</p>	

新	旧
<p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 受援体制の整備 市民安全部 市は、大規模災害で被災した場合に、<u>他自治体や広域応援部隊</u>からの人的・物的支援を<u>円滑に受入れるため、受援体制の強化</u>に努めます。</p> <p>1 受援体制の整備 市は、災害の規模や応援ニーズに応じて円滑に他自治体や広域応援部隊等からの応援を受けることができるよう、応援を要する業務、応援要請の方法・手順、応援職員等の受入れに係る調整体制、活動拠点、必要な資機材等をまとめるとともに、訓練等でその内容を検証することで、実効性のある受援体制の整備を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部</p> <p>1 防災訓練の実施 市は、各応援機関と連携して、図上訓練等により各機関との役割分担や災害を想定した活動調整などを訓練することで、担当業務の習熟を図ります。</p> <p>2 連絡体制の整備 市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から<u>担当窓口や連絡先や連絡方法、応援要請の手続き方法などを共有することで実効性の確保</u>を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 受入体制の整備 市民安全部 市は、大規模災害で被災した場合に、<u>円滑に他機関</u>からの人的・物的支援を<u>受け入れるための受入体制の強化</u>に努めます。</p> <p>1 活動拠点の体制整備 市は、応援部隊が円滑に応急対策活動を実施できるよう、その活動拠点をあらかじめ定めます。なお、防災関係機関に対し事前に活動拠点の周知を図ることで円滑な応援部隊の受け入れを実施します。 また、活動拠点には、無線等の通信機器を整備し、本部との連絡体制の確立を図るとともに、地理に不案内な部隊への活動補佐等、的確な応援活動が迅速に行えるよう体制を整備します。</p> <p>(略)</p> <p>第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部</p> <p>1 防災訓練の実施 市は、各応援機関と連携して、図上訓練等の実践的な訓練を実施し、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。</p> <p>2 情報の共有 市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から<u>応援・受援体制の整備や情報の共有化</u>を図ります。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第15節 ボランティアの受入体制の充実強化</p> <p>【現状】</p> <p>○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した<u>新潟県中越沖地震</u>や<u>東日本大震災</u>等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。</p> <p>○東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な<u>受入体制</u>の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。</p>	<p>P 9 2</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第15節 ボランティア体制の充実強化</p> <p>【現状】</p> <p>○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した<u>新潟県中越沖地震等</u>の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。</p> <p>○東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な<u>受け入れ体制</u>の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。</p>

新	旧
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 <p>○大規模な災害が発生した場合、避難所等では<u>保健衛生や看護、介護に係る専門職ボランティアの力が必要となります。</u></p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、<u>ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進します。</u></p> <p>第2 ネットワークづくりの推進 福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>(略)</p> <p>第3 ボランティアの育成と充実 福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>(削除) ※同節第5へ移動</p> <p>市と市社会福祉協議会は、連携して災害ボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。</p> <p>さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を發揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害時保健福祉専門職ボランティアの確保 福祉部、保健所</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 <p>○大規模な災害が発生した場合、避難所等では<u>看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアの力が必要となります。</u></p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 ボランティアの受入体制の整備 監査部、市社会福祉協議会</p> <p>市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、<u>災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。</u></p> <p>第2 ネットワークづくりの推進 監査部、市社会福祉協議会</p> <p>(略)</p> <p>第3 ボランティアの育成と充実 福祉部、保健所部、監査部、市社会福祉協議会</p> <p>市は、<u>大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</u></p> <p>また、<u>市と市社会福祉協議会は、連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。</u></p> <p>さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を發揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。</p> <p>(略)</p> <p>(新設) ※第2章第4節から移動</p>

新	旧
<p>市は、大規模災害に備え、災害対策地区防災拠点等で活動する保健衛生、福祉及び介護の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</p>	
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第3 職員の参集</p> <p>(略)</p> <p>1 勤務時間中の参集</p> <p>(略)</p> <p>(2) 現場に出向いている職員は、速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長へ確認しその指示に従います。</p> <p>2 勤務時間外及び休日の参集</p> <p>職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長へ確認しその指示に従います。</p> <p>(略)</p>	<p>P 9 4</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>第3 職員の参集</p> <p>(略)</p> <p>1 勤務時間中の参集</p> <p>(略)</p> <p>(2) 現場に出向いている職員は、速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。</p> <p>2 勤務時間外及び休日の参集</p> <p>(1) 職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、京浜河川事務所、防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッター、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</p>	<p>P 1 0 2</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、京浜河川事務所、防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</p>

新	旧																
(略)	(略)																
第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、海上保安庁、 自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県	P 1 0 7 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、海上保安庁、 自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県																
2 避難勧告等 (略) (2) 避難勧告等の発令に資する情報の整理 <p>市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報の把握、整理に努めます。</p>	2 避難勧告等 (略) (新設) (2) 避難勧告等の判断基準 (略)																
■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td> 1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である<u>2. 20 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位<u>1. 20 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td> 1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である<u>2. 50 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位<u>2. 20 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である <u>2. 20 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	避難勧告	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 50 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位 <u>2. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	(略)	(略)	■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td> 1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である<u>1. 90 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位<u>1. 20 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td> 1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である<u>2. 20 m</u>に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位<u>1. 90 m</u>を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である <u>1. 90 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	避難勧告	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 20 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位 <u>1. 90 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)	(略)	(略)
区分	発令基準																
避難準備・高齢者等避難開始	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である <u>2. 20 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)																
避難勧告	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 50 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位 <u>2. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)																
(略)	(略)																
区分	発令基準																
避難準備・高齢者等避難開始	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である <u>1. 90 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位 <u>1. 20 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)																
避難勧告	1：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である <u>2. 20 m</u> に到達した場合 2：千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位 <u>1. 90 m</u> を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)																
(略)	(略)																
第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、教育部、配備	第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、教育部、配備																

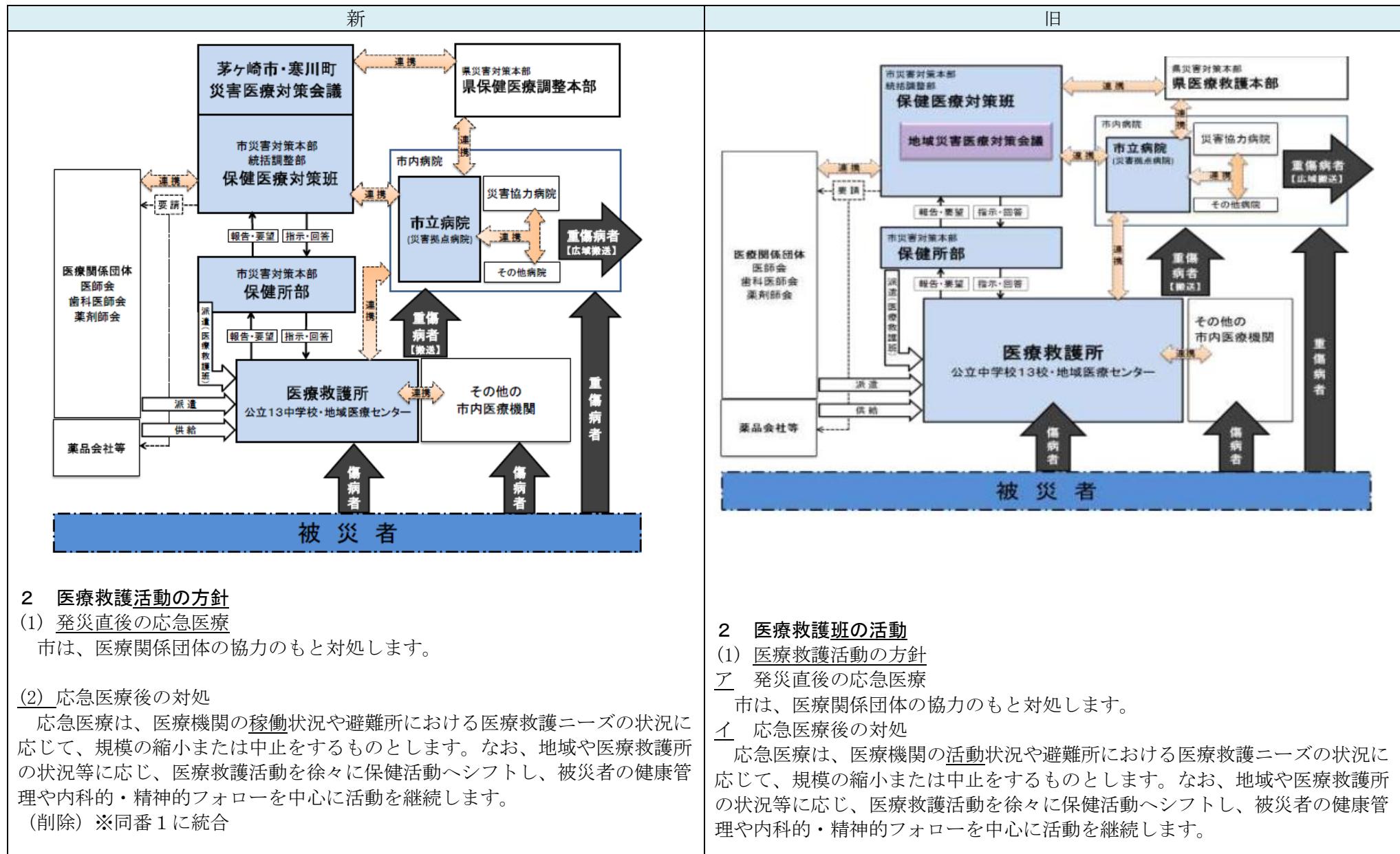
新	旧
<p>職員 (略)</p> <p>1 早期避難所の開設 (略)</p> <p>(3) 避難所の開設 避難所の開設は、原則として施設管理者及び指示された配備職員が従事します。開設においては、施設及び設備の安全確認、電気、電話、無線等の使用確認を行い、テレビラジオ等での情報収集に努めます。 また、避難者の受入れにあたっては、避難者名簿を作成し、配備職員、施設管理者、自主防災組織等が協力して行います。 配備職員は、参集状況について災害対策本部<u>または</u>防災対策課へ報告します。 (略)</p> <p>2 早期避難所の運営 (1) 早期避難所の開設状況に係る報告内容 配備職員は、早期避難所の開設状況を、電話または無線等を使用し災害対策本部<u>または</u>防災対策課へ報告します。 (略)</p> <p>(2) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部<u>または</u>防災対策課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部<u>または</u>防災対策課へ報告します。 (略)</p> <p>イ 臨時報告 配備職員は、必要に応じ災害対策本部<u>または</u>防災対策課に臨時報告を行います。 (略)</p> <p>(4) 早期避難所における情報提供・安否確認 早期避難所においては、災害対策本部<u>または</u>防災対策課から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。</p>	<p>職員 (略)</p> <p>1 早期避難所の開設 (略)</p> <p>(3) 避難所の開設 避難所の開設は、原則として施設管理者及び指示された配備職員が従事します。開設においては、施設及び設備の安全確認、電気、電話、無線等の使用確認を行い、テレビラジオ等での情報収集に努めます。 また、避難者の受入れにあたっては、避難者名簿を作成し、配備職員、施設管理者、自主防災組織等が協力して行います。 配備職員は、参集状況について災害対策本部へ報告します。 (略)</p> <p>2 早期避難所の運営 (1) 早期避難所の開設状況に係る報告内容 配備職員は、早期避難所の開設状況を、電話または無線等を使用し災害対策本部へ報告します。 (略)</p> <p>(2) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。 ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (略)</p> <p>イ 臨時報告 配備職員は、必要に応じ災害対策本部に臨時報告を行います。 (略)</p> <p>(4) 早期避難所における情報提供・安否確認 早期避難所においては、災害対策本部から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。</p>

新	旧
<p>第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 (略)</p> <p>1 避難所の開設 (略)</p> <p>(3) 避難所の開設避難所の開設は、自主防災組織、配備職員、学校職員等が協力して行い、避難者の受入れにおいては、避難者名簿を作成します。 また、配備職員は、避難所の開設について災害対策本部または防災対策課へ報告します。 (略)</p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設状況に係る報告内容 配備職員は、避難所の開設状況を電話または無線等を使用して災害対策本部または防災対策課に報告します。 (略)</p> <p>(3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部または防災対策課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。</p> <p>ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部または防災対策課へ報告します。 (略)</p> <p>イ 臨時報告 配備職員は、必要に応じ災害対策本部または防災対策課に臨時報告を行います。 (略)</p> <p>(5) 避難所における情報提供・安否確認 避難所においては、災害対策本部または防災対策課から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供し、被災した家族や離ればなれになった家族の安否を確認するための情報提供を実施します。</p>	<p>第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織 (略)</p> <p>1 避難所の開設 (略)</p> <p>(3) 避難所の開設避難所の開設は、自主防災組織、配備職員、学校職員等が協力して行い、避難者の受け入れにおいては、避難者名簿を作成します。 また、配備職員は、避難所の開設について災害対策本部へ報告します。 (略)</p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設状況に係る報告内容 配備職員は、避難所の開設状況を電話または無線等を使用して災害対策本部に報告します。 (略)</p> <p>(3) 避難所の状況報告 配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。</p> <p>ア 定時報告 配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。 (略)</p> <p>イ 臨時報告 配備職員は、必要に応じ災害対策本部に臨時報告を行います。 (略)</p> <p>(5) 避難所における情報提供・安否確認 避難所においては、災害対策本部から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供し、被災した家族や離ればなれになった家族の安否を確認するための情報提供を実施します。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(7) 避難所におけるペット対応</p> <p>市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。</p> <p>避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。</p> <p><u>(ペットの飼養場所の確保方法の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○倉庫の利用 ○遊具を利用した係留 ○テントやプレハブの設置 ○ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用 ○屋根や壁のある渡り廊下 <p>(略)</p> <p>4 学校教育の再開に向けた避難所運営</p> <p>学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。</p> <p>よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。</p> <p>避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な<u>取組例</u>については次のとおりです。</p> <p><取組事例></p> <p>○運営上の工夫 (男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等によ</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難所におけるペット対応</p> <p>避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定めます。</p> <p>4 教育の再開に向けた避難所運営</p> <p>(新設) ※第4章第4節から移動</p> <p>市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとする</u>よう避難所運営を実施します。</p> <p>避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な<u>取り組み例</u>については次のとおりです。</p> <p><取組事例></p> <p>○運営上の工夫 (<u>運営委員に女性を入れる</u>、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等により、女性の意見を避難所運営に反映させる。女性スタッフに</p>	

新	旧
<p>る役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり、男女両方の相談員の配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布） ○トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、<u>ユニバーサルデザイン（男女共用）のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、</u>場所や経路の防犯上の安全性） ○プライバシーの確保（<u>間仕切りの設置、男女別や一人用</u>の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、<u>避難者の個人情報管理の徹底</u>） ○妊娠婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保、<u>衛生的な環境の確保、保健指導、緊急時の対応</u>） ○防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置、就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施） <p>(略)</p> <p>第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福 祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p> <p>4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理</p> <p>(略)</p> <p>また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、<u>男女共同参画の視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>による相談対応。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布） ○トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、設置場所や経路の防犯上の安全性） ○プライバシーの確保（男女別の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保） ○妊娠婦への配慮（授乳・休息スペースの確保、保健指導、緊急時の対応） <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福 祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p> <p>4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理</p> <p>(略)</p> <p>また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、<u>男女双方の視点に立ち、女性をはじめとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県<u>保健医療調整本部</u>や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(略)</p>	<p>P 122</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動</p> <p>第1 市立病院の活動 市立病院部</p> <p>市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県<u>医療救護本部</u>や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(略)</p>

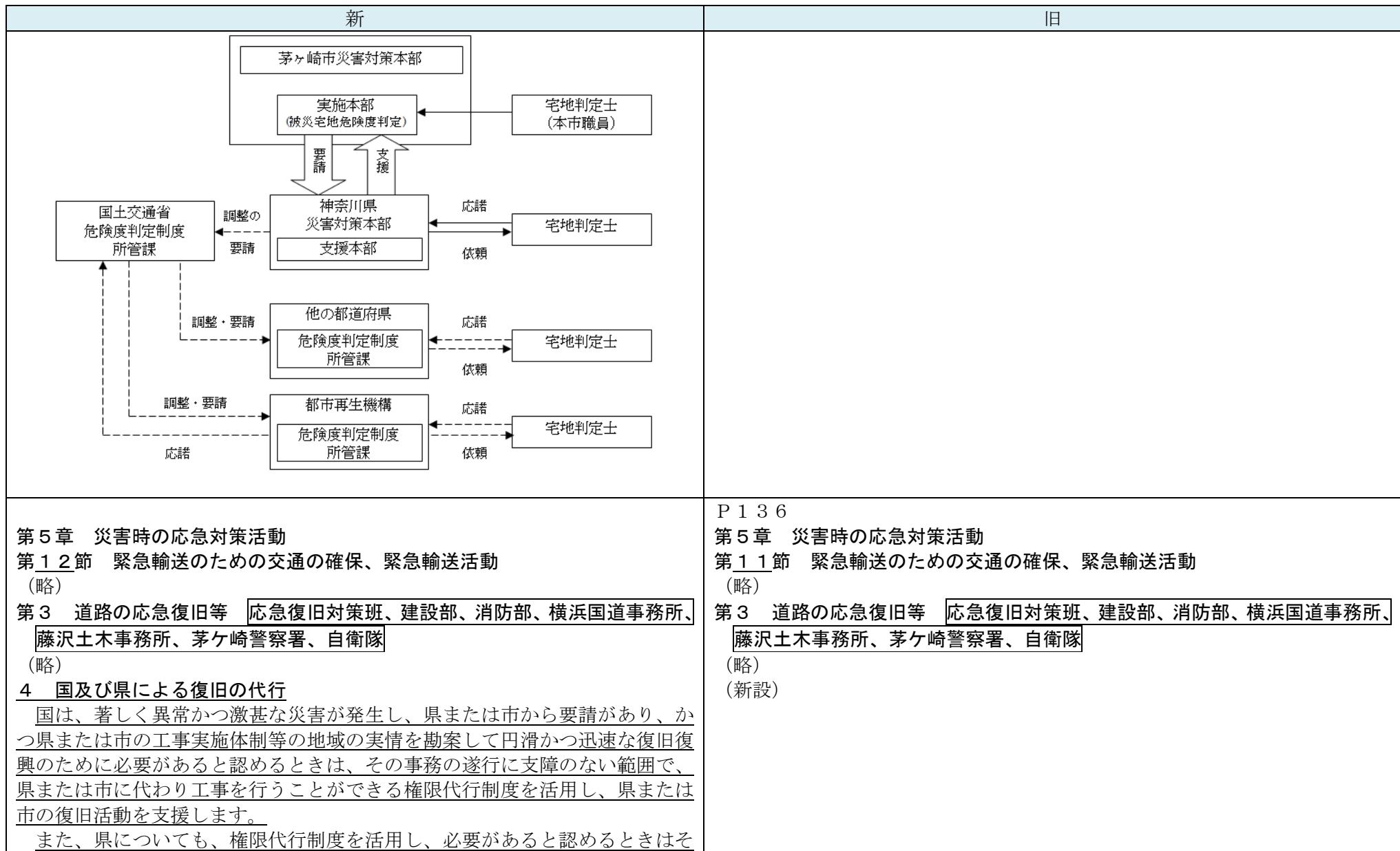
新	旧
<p>(2) 市立病院は、市内の救急病院やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。</p> <p>(3) 市立病院は、県<u>保健医療調整本部</u>と連携し、被災地内での医療救護活動を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域<u>医療搬送</u>等の<u>広域的な連携による柔軟な医療救護活動</u>を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護活動 保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急病院、薬品会社、消防部、総括・情報班</p> <p>市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の<u>体制</u>により、医療救護活動を実施します。</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) 保健医療対策班</p> <p>災害状況に応じて、<u>医療救護所開設場所</u>の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、<u>県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チーム</u>の派遣要請を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 医療救護班</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合、医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</p> <p>医療救護班は、<u>保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</u></p> <p>【医療救護体制】</p>	<p>(2) 市立病院は、市内の救急告示病院やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。</p> <p>(3) 市立病院は、県<u>医療救護本部</u>と連携し、被災地内での<u>応急医療活動</u>を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域<u>搬送等の広域連携における柔軟な医療救護活動</u>を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護活動 保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</p> <p>市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の<u>方法</u>により、医療救護活動を実施します。</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) 保健医療対策班</p> <p>災害対策本部の統括調整部に保健医療対策班を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市の<u>医療救護班</u>のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、<u>県知事に対して県医療救護班</u>の派遣要請を行います。</p> <p>(2) 医療救護所</p> <p>医療救護所は、原則として公立中学校13校及び地域医療センターより、災害の状況を見定め必要な医療救護所を選定し、設置します。</p> <p>(3) 医療救護班</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合、<u>市職員による医療救護班</u>を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</p> <p>医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するとともに、医療関係団体や広域連携等の協力のもと、後方支援病院による重傷病者の収容、医薬品等の調達を実施します。</p> <p>【医療救護体制】</p>



新	旧
	<p>(2) 医療救護班</p> <p>ア 医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。</p> <p>イ 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療救護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。</p> <p>(新設)</p>
<p>3 医療救護所における活動</p> <p>(1) 医療救護班活動</p> <p>医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもと、後方医療機関による重傷病者の収容、医薬品等の調達を実施します。</p> <p>(2) 医療関係団体の活動</p> <p>医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療救護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。</p> <p>(3) 業務内容</p> <p>ア トリアージによる治療優先順位の決定 イ 傷病者に対する応急処置 ウ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 エ 助産の支援（助産施設の確保、調整） オ 医師による死亡の確認 カ 避難所等における保健活動への協力 (削除) ※同番5に統合</p>	<p>(3) 医療救護班の業務内容</p> <p>ア トリアージによる治療優先順位の決定 イ 傷病者に対する応急処置 ウ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 エ 助産の支援（助産施設の確保、調整） オ 医師による死亡の確認 カ 避難所等における保健活動への協力</p> <p>3 重傷病者の搬送及び収容</p> <p>医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を救急告示病院等の後方医療施設に搬送する手配をします。</p> <p>(1) 搬送の方法</p> <p>重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。</p> <p>(2) 消防部による救助・救急</p> <p>消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救急業務を効果的に実施します。</p> <p>4 医療救護班が使用する医薬品等の確保対策</p> <p>(略) (新設) ※同番3から移動</p>
<p>4 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 後方医療機関等への搬送及び収容対応</p> <p>医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する</p>	

新	旧
<p>必要がある者を救急病院等の後方医療機関に搬送する手配をします。</p> <p>(1) 重傷病者の搬送</p> <p>ア 搬送の方法</p> <p>重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。</p> <p>イ 消防部による救助・救急</p> <p>消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救急業務を効果的に実施します。</p> <p>(2) 妊産婦等の搬送</p> <p>医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班と連携し、妊娠婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</p> <p>6 助産活動の支援</p> <p>(略)</p> <p>第4 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班）</p> <p>(略)</p> <p>2 保健活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所支援活動</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の処遇調整（福祉避難所等）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 在宅支援活動</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>イ 在宅者への医療活動の現場調整</p> <p>ウ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整</p> <p>エ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）</p> <p>オ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育</p> <p>(3) 支援者支援活動</p> <p>ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理</p> <p>イ 避難所管理責任者に対する支援者健康管理についての情報提供</p>	<p>必要がある者を救急病院等の後方医療機関に搬送する手配をします。</p> <p>5 助産活動の支援（略）</p> <p>第4 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班）</p> <p>(略)</p> <p>2 保健活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所支援活動</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の処遇検討（福祉避難所等）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 在宅支援活動</p> <p>(略)</p> <p>イ 在宅生活を送る被災者の処遇の検討</p> <p>ウ 在宅者への医療活動の現場調整</p> <p>エ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整</p> <p>オ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）</p> <p>カ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育</p> <p>(3) 支援者支援活動</p> <p>ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理</p> <p>イ 責任者に対する支援者健康管理についての情報提供</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>第1 帰宅困難者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者 (略)</p>	<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>第1 一斉帰宅者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第11節 危険度判定活動</p> <p>第1 造成地対策 都市部</p> <p><u>市は、降雨による造成地（斜面の盛土、切土等の土地の造成行為を行い宅地として整備した土地）の崩壊がもたらす二次災害を防止するため、宅地判定士を活用して、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その結果を地域住民へ説明し、必要に応じ危険表示の設置または二次災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。</u></p> <p>第2 被災宅地危険度判定 都市部</p> <p>1 宅地判定士の業務</p> <p>(1) 造成地の判定</p> <p>(2) その他判定が必要と認められる土地の判定</p> <p>2 被災宅地危険度判定活動</p> <p><u>大雨等に伴い宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減、防止します。</u></p> <p><u>なお、被害状況によっては、県に対し応援宅地判定士の派遣要請を行います。</u></p> <p>【被災宅地危険度判定活動体系図】</p>	<p>(新設)</p>



新	旧
<p>の事務の遂行に支障のない範囲で市の復旧活動を支援します。</p> <p>5 障害物の除去 (略)</p>	<p>4 障害物の除去 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略)</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガス（株）神奈川西支店 東京ガス（株）は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を工事、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>1 体制の確立 災害が発生しましたは発生するおそれがある場合には、非常体制を整えます。</p>	<p>P 140 第5章 災害時の応急対策活動 第12節 ライフライン等の応急復旧活動 (略)</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガス（株）神奈川西支店 (新設)</p>
<p>2 通報・連絡の経路 社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めます。</p> <p>3 通報・連絡の方法 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行います。</p>	<p>1 通報・連絡 社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとします。</p> <p>2 安全確保 ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p>
<p>4 災害時における情報の収集・伝達</p> <p>(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握します。</p> <p>(2) 気象情報 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報</p> <p>5 被害情報 (1) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・利用者等</p>	<p>3 応急復旧 応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行います。</p> <p>4 復旧作業 供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、実施します。</p> <p>5 広報 災害時発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な</p>

新	旧
<u>への対応状況)</u> (2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況 (3) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料 または応援部隊等に関する情報 (4) その他の災害に関する情報 6 災害時における広報 (1) 広報活動 <u>災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。</u> (2) 広報の方法 <u>広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。</u>	<u>場合において、その状況に応じた広報活動を行います。</u> (新設)
7 災害時における復旧用資機材の確保 (1) 調達 <u>各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保します。</u> ア 取引先・メーカー等からの調達 イ 被災していない他地域からの流用 ウ 他ガス事業者等からの融通 (2) 復旧用資機材置場等の確保 <u>災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。</u>	(新設)
8 非常事態発生時の安全確保 (1) 危険予防措置 <u>ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</u>	(新設)
9 災害時における応急工事 <u>応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行います。</u>	(新設)

新	旧
<p>10 復旧対策</p> <p>(1) <u>復旧計画の策定</u></p> <p>非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行います。</p> <p>ア 被害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①復旧手順及び方法 ②復旧要員の確保及び配置 ③復旧資機材の調達 ④復旧作業の期間 ⑤供給停止需要家への支援 ⑥宿泊施設の手配、食材等の調達 ⑦その他必要な対策 <p>(2) <u>復旧作業の実施</u></p> <p>供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行います。</p> <p>ア <u>高・中圧導管の復旧作業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通 <p>イ <u>低圧導管の復旧作業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①閉栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化 ④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理 ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⑨開栓 	(新設)
第5章 災害時の応急対策活動	P 144 第5章 災害時の応急対策活動

新	旧
第14節 警備・救助対策 (略)	第13節 警備・救助対策 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (略)	P 1 4 7 第5章 災害時の応急対策活動 第14節 広域応援・受援活動 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第16節 ボランティア活動 第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会 (略) ※災害ボランティアセンターでの専門ボランティア受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。 (略) 第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会 市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を確保・提供し、その活動を支援します。 1 主なボランティア活動 ○避難所での炊き出し、洗濯、物資の整理・配布等の手伝い ○在宅避難者の買い物、家事等の生活の手伝い ○家の片付け、引越しの手伝い ○被災者の話し相手 ○こどもの遊び相手、託児代行 ○ペットの世話 ○暮らしに必要な情報の提供支援 ○交流機会づくり、イベント開催	P 1 5 1 第5章 災害時の応急対策活動 第15節 ボランティア活動 第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会 (略) ※ボランティアセンターでの専門ボランティア受け入れは、専門機関に属しない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。 (略) 第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会 市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を確保・提供し、その活動を支援します。 1 主なボランティア活動 ○被災住宅の片付け ○引っ越しの手伝い ○瓦れきの処理、選別 ○避難所、在宅避難者、要支援者の生活・福祉ニーズの把握 ○避難所の生活改善、生活情報の収集及び提供 ○救援物資・生活物資の選別・管理、配達
第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害廃棄物等の除去及び処理 (略)	P 1 5 3 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 災害廃棄物等の除去及び処理 (略)

新	旧
第5章 災害時の応急対策活動 第18節 災害救助法 (略)	P 155 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害救助法 (略)
第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略) <p>市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、<u>男女共同参画</u>の視点に配慮するよう務めます。</p> (略)	P 156 第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略) <p>市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、<u>男女双方</u>の視点に配慮するよう務めます。</p> (略)
第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 (略) 第4 生活再建支援策 各項目参照 (略) (3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部 (略) ウ <u>男女共同参画</u> の視点に配慮した精神的支援 <p>市は、避難所や仮設住宅で生活する<u>被災者</u>が抱える多様な悩みに対応するため、<u>男性及び女性に対する相談体制を整備するとともに</u>、必要な支援及び助言を行います。</p> <p>あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。</p> (略)	P 164 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 (略) 第4 生活再建支援策 各項目参照 (略) (3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部 (略) ウ <u>男女双方</u> の視点に配慮した精神的支援 <p>市は、避難所や仮設住宅で生活する<u>女性</u>が抱える多様な悩みに対応するため、<u>女性相談員等による相談の実施や、必要な支援及び助言を行います。</u></p> <p>あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。</p> (略)
第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 第1 復興計画の策定 企画部、都市部	P 165 第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 第1 復興計画の策定 企画部、都市部

新	旧
<p>(略)</p> <p>2 地域と市民の絆で築く復興計画</p> <p>市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。</p> <p>なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や<u>男女共同参画</u>の視点に配慮し、まちの活力の<u>早期再生</u>や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 地域と市民の絆で築く復興計画</p> <p>市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。</p> <p>なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や<u>男女双方</u>の視点に配慮し、<u>いち早い</u>まちの活力の再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。</p> <p>(略)</p>